

平成 16 年 度
包括外部監査の結果報告書

委託料について

岐阜市包括外部監査人

阪井義孝

目 次

第1 外部監査の概要.....	1
1 . 外部監査の種類.....	1
2 . 選定した特定の事件（テーマ）.....	1
（1）外部監査の対象.....	1
（2）監査対象期間.....	1
3 . 事件（テーマ）選定理由.....	1
4 . 外部監査の対象とした範囲.....	1
5 . 外部監査の方法.....	1
（1）監査の視点.....	1
（2）主な監査手続.....	2
6 . 補助者.....	4
7 . 外部監査の実施期間.....	4
8 . 利害関係.....	4
第2 外部監査対象の概要.....	5
1 . 岐阜市における一般会計の委託料の推移.....	5
2 . 契約方法.....	5
3 . 委託契約の落札率.....	6
4 . 委託契約事務の概要.....	7
（1）委託契約事務の流れ.....	7
（2）契約の方法.....	11
第3 監査の結果.....	14
1 . 監査の視点からみた監査結果・監査意見の要約.....	14
2 . 各委託契約の監査結果・監査意見.....	31
3 . まとめ.....	91

第1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（テーマ）

（1）外部監査の対象

委託料について

（2）監査対象期間

平成15年度（平成15年4月1日から平成16年3月31日まで）

ただし、必要と認められた範囲において平成15年度以前の各年度についても一部監査の対象としている。

3. 事件（テーマ）選定理由

岐阜市が一般会計で支出する委託料は、平成15年度において約104億円に達し、平成15年度歳出総額1,321億円の7.9%を占めており、金額的にも高い比率を占めている。また委託は入札によるもののほか、随意契約によるものも多い。随意契約による契約には長所もあるが、入札と比して必ずしも岐阜市にとって有利な契約が結べない可能性が高くなるという短所もある。上記の実情を鑑み、岐阜市において委託契約が適正になされているかは重要な問題であり、かつ市民の関心も高いと考えたため、監査の対象として選定した。

4. 外部監査の対象とした範囲

一般会計のうち平成15年度支出額が1,000万円以上となる委託料を抽出し監査対象とした。ただし、過去に包括外部監査の対象となった委託料については監査の対象外とした（例えば、岐阜市社会福祉事業団（平成14年度監査対象）、岐阜市教育文化振興事業団（平成14年度監査対象）等）。1,000万円未満の委託料については委託契約の分割契約がないかの点に絞って監査した。

5. 外部監査の方法

（1）監査の視点

契約の方式及び相手方の選定方法は適正か。

委託理由に合理性があるか。

委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているか。

委託料の算定方法は適正か。

委託契約は適法であり、支払いは正確か。

委託料は業務の内容に対し適正な水準か。委託先では業務コストの削減努力が行われているか。

当該委託契約は予定した行政目的達成に貢献しているか。

委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているか。

(2) 主な監査手続

契約の方式及び相手方の選定方法は適正か。

a . 契約方法の選定が適法、かつ、妥当であることを確認する。

b . 地方自治法上、契約の方法は一般競争入札が原則的方法とされており、指名競争入札、随意契約等は一定の事由がある場合に限りすることができるが、条例、規則、要綱等に基づき選定しているかを確認する。

c . 公の施設の管理委託の場合、「指定管理者制度」に準拠した相手先となっているかを確認する。

d . 安易に随意契約を選定している傾向がないかを確認する。

e . 一つの取引先と長期にわたって随意契約することの合理性があるかを確認する。

f . 入札方式に変更し委託料圧縮を図れる随意契約はないかを確認する。

g . 委託先別、委託業務の内容と委託金額の推移を確認する。

委託理由に合理性があるか。

a . 公権力の行使に当たるようなまたはそのおそれのあるような事務の委託がないことを確認する。

b . 委託は次のような理由に合致するかを確認する。

ア . 多量な事務を短期間で処理するため

イ . 単純作業であるため

ウ . 事務を効率的に処理するため

エ . 変則的な勤務条件が必要なため

オ . 高度な専門的技術が必要なため

カ . 臨時的な業務であるため

キ . 行政サービス向上のため

委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているか。

a . 予算執行計画書、執行伺書を閲覧し月次での予算執行計画の妥当性を検討する。

- b . 新規委託契約予定分については、委託内容及びその効果及び影響を検討し、新規委託契約の合理性を検討する。
- c . 委託契約の支払条件の妥当性を確かめる。

委託料の算定方法は適正か。

- a . 委託料の積算基準、積算資料等の整備状況及びその運用は適切に行われているかを確認する。
- b . 地方公共団体組織の一部と見られる法人、公益的法人等は委託契約により利益留保を図る必要性は少ない。この考え方が委託料に反映されているかを確認する。
- c . 妥当な委託料算出のため、委託先では委託業務毎の原価把握が適正に行われているかを確認する。
- d . 契約に至った委託料の積算根拠は妥当で合理的なものかを確認する。

委託契約は適法であり、支払いは正確か。

- a . 全ての業務委託について委託契約が締結されているか、相手が関連団体のため契約手続が省略されていないかを確認する。
- b . 委託料は契約どおりに支払われているかを確認する。
- c . 委託業務の履行確認の後、支払いが行われているかを確認する。

委託料は業務の内容に対し適正な水準か。委託先では業務コストの削減努力が行われているか。

- a . 業務内容の変化に委託料は整合しているか、時系列に検討する。業務内容一単位当たり委託料の時系列的推移に異常はないかを確認する。
- b . 同一内容について他の地方公共団体事例と比較して、委託料の水準は妥当かを確認する。
- c . 委託先で把握している契約ごとの業務遂行コストの内容を分析して、管理コストも含めて必要にして十分な水準を逸脱していないかを検討する。
- d . 委託先で委託業務が外注に付されている場合、適正な発注方法が取られているかどうか、外注先の指揮監督が行われているかどうかを検討する。
- e . 外注に入札方式の導入、作業手順の見直し、間接人件費等の管理コストの節減、働く人の動機付けによる作業効率の向上、派遣労働者、パート従事者の採用による単純作業の変動費化などによる業務コスト削減努力が行われているか、その余地はあるかを検討する。
- f . (分析) 委託先別、委託業務の内容と委託収支の推移
- g . (分析) 委託科目別、予算額及び決算額比較表

当該委託契約は予定した行政目的達成に貢献しているか。

- a . 安易に従来の方法を踏襲することなく、効率性など新たな観点から、委託先、委託範囲、方法などに検討を加え行政目的達成度を高める方策が採られているかを確認する。

委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているか。

- a . 委託契約書どおりに完了していることを確かめる。特に、継続契約については完了報告書が遅滞なく入手されていることを確認する。
- b . 委託成果品の検査及び委託業務の履行確認が適正に行われているかを確認する。
- c . 調査研究委託成果品の活用が有効に行われていることを確認する。

6 . 補助者

加藤睦雄(弁護士) 牛丸正詞(公認会計士) 西松達郎(公認会計士) 桑原雅行(公認会計士) 井上学(公認会計士) 松浦隆治(公認会計士)

7 . 外部監査の実施期間

平成 16 年 7 月 9 日から平成 17 年 2 月 25 日まで。

8 . 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、私は地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 外部監査対象の概要

1. 岐阜市における一般会計の委託料の推移

岐阜市一般会計のうち平成15年度支出額が1,000万円以上となる委託料を抽出し監査対象とした。ただし、過去に包括外部監査の対象となった委託料については監査の対象外とした。(例えば、岐阜市社会福祉事業団(平成14年度監査対象)、岐阜市教育文化振興事業団(平成14年度監査対象)等)

1,000万円未満の委託料については委託契約の分割契約がないかの点に絞って監査した。

歳出総額が毎年減少しているのに対し、委託料の金額は毎年ほぼ横ばいに推移しているため、歳出総額に占める割合は増加している。

岐阜市委託料の推移

(単位：百万円)

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
委託料	9,897	10,000	10,428	10,384
歳出総額	146,956	146,329	136,287	132,112
比率(/)	6.7%	6.8%	7.7%	7.9%

2. 契約方法

平成15年度一般会計の委託料のうち包括外部監査の対象とした1,000万円以上の委託契約は57億8,100万円であり、一般会計の委託料(103億8,400万円)に対し占める割合は55.7%である。前述したとおり過去に包括外部監査の対象となった委託料については監査の対象外としている。

監査対象とした委託契約について契約方法別に委託金額を集計すると、以下のとおり随意契約の割合が88.6%(金額ベース)と高い割合を占めている。

平成15年度

(単位：百万円)

契約方法	金額	%	件数	%
一般競争入札	0	0	0	0
指名競争入札	657	11.4	31	19.3
随意契約	5,124	88.6	130	80.7
合計	5,781	100	161	100

3. 委託契約の落札率

指名競争入札の落札率

落札率	件数
99%	8
98%	4
97%	6
96%	4
95%	2
94%	1
93%	2
92%	0
91%	0
90%	0
90%未満	4
計	31

落札率とは落札金額を予定価格で除した割合である。

平成 15 年度の委託契約は一般競争入札はなく、指名競争入札及び随意契約により行われた。このうち、指名競争入札により行われた委託契約の落札率は上記のとおり
の結果となった。大半の委託契約の落札率が 90%以上となっている。

随意契約の場合にも同様に落札率を算定すると、予定価格と決定額はほぼ同じ金額
となった。(随意契約の件数が多いのでここでの落札率の掲載は省略する)

4. 委託契約事務の概要

(1) 委託契約事務の流れ

委託契約事務をフローチャートで示すと10頁の図のとおりとなる。
岐阜市の委託契約事務手続の流れを説明すると以下のとおりとなる。

< 設計書・仕様書・伺書の作成とその承認 >

所管部署は委託業務の内容や金額の積算等を記載した設計書・仕様書により、業務委託施行伺書（一般競争入札、指名競争入札または随意契約により契約室で契約する場合）、業務委託契約伺書（随意契約により所管部署で契約する場合）を作成し設計伺を行う。専決区分に応じ決裁を受ける。

岐阜市処務規則第3条によれば、原則として全ての委託契約は契約室で行わなければならないが、例外として契約行為について契約室で取扱わないことができる場合がある。すなわち、所管部署で契約行為を行うことができる場合とは以下の場合である。

- a. 設計金額が50万円以下の修繕及び軽易な工事
- b. 法令等の規定により契約の相手方が特定し、かつ、契約金額が予定されているもの。
- c. その他契約主管部長が認めたもの。

（工事請負契約事務処理要綱第5条第1項）

「c. その他契約主管部長が認めたもの。」とは契約の内容等が競争になじまないもの、例えばボランティア団体、財団法人等と契約する場合である。または、業者登録されていない場合も契約室で契約することができないため、契約室長、行政管理部長等の決裁後、所管部署で契約をする。業者登録期間は定められた期間があるため、この期間以外では登録できない。

< 契約行為の依頼 >

契約室で契約行為を行う場合には、所管部署は契約依頼書兼執行伺書を財務会計システムから出力し、契約室に契約行為の依頼をする。所管部署自らが契約行為を行う場合には契約依頼書兼執行伺書は作成されない。

< 契約方法の決定 >

契約室では契約方法（一般競争入札、指名競争入札、随意契約）を選定する。所管部署で契約行為を行う場合も契約方法（一般競争入札、指名競争入札、随意契約）を選定する必要があるが随意契約しか行われていないのが実情である。

< 指名競争入札の場合、指名業者の選定 >

契約室では指名競争入札の場合、指名業者の選定を行う。

< 予定価格の決定 >

契約室は所管部署の積算を参考にして一般競争入札、指名競争入札、随意契約のいずれの場合でも予定価格の決定を行う。所管部署が契約する場合には所管が予定価格の決定を行う。(岐阜市契約規則第 28 条の 2)

< 入札手続・見積徴取 >

契約室で入札を実施する場合、契約の相手先と落札金額が決定され入札価格調書が作成される。

随意契約を実施する場合 2 社以上の見積を徴取し、業者を決定する。ただし、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号から第 7 号までのいずれかに該当する場合においては、1 人の者と随意契約をすることができる。(岐阜市契約規則第 29 条第 1、2 項)

契約行為が所管部署で行われる場合には、委託料の決定は設計書で定めた積算価格の範囲内で所管部署と委託先で価格が決定される。契約室はその過程に一切関与しない。また、所管部署は決定価格の契約課への通知・連絡等も行わない。

< 契約締結手続 >

契約の相手先の決定後、契約を締結する。

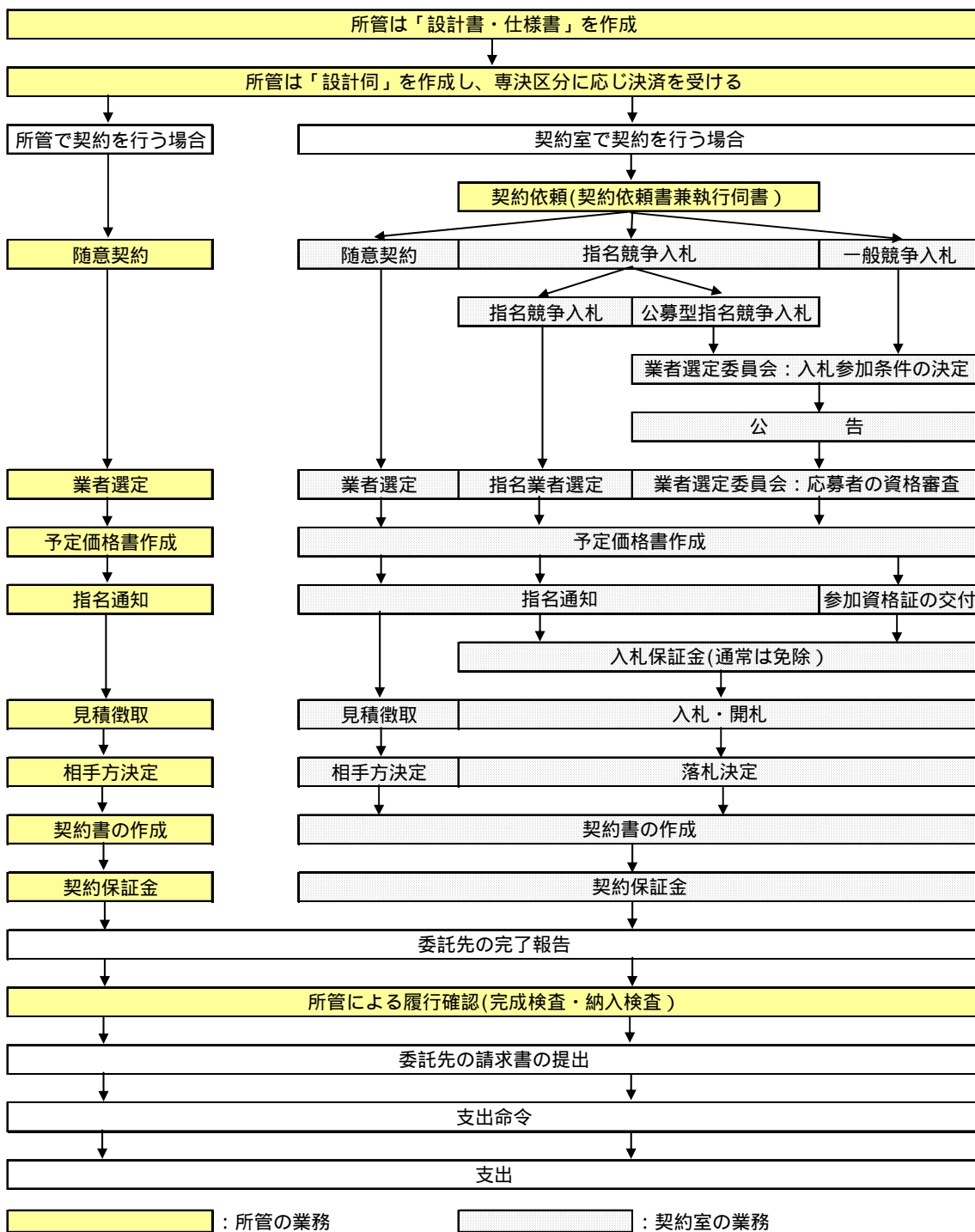
< 委託業務の検査 >

契約内容どおり業務が遂行されたか市職員が検査し、検査調書を作成する。

< 委託料の支払 >

完了確認後、契約金額の支払いが行われる。

契約事務の流れ



岐阜市では委託事業を予算化した後、契約代金の支払いが行われるまでに次表に記載した書類が作成される。

書 類	入 札	随意契約	根 拠
有資格者名簿			契約規則第18条
契約依頼書兼執行伺書			工事請負契約事務処理要綱第2条第3項
支出負担行為伺書			予算規則第13条
委任状			競争入札心得5(7)
見積書			契約規則第29条
予定価格調書			契約規則第21条
指名通知書			工事請負契約事務処理要綱第4条第5項
入札書			競争入札心得6(5)
入札価格調書			工事請負契約事務処理要綱第4条第12項
仕様書			工事請負契約事務処理要綱第2条第3項
契約書			契約規則第8条
完了届			工事契約約款第31条
検査調書			契約規則第17条
支出命令書			会計規則第50条
請求書			工事契約約款第32条

作成する書類

所定の要件に該当し省略することがある

(2) 契約の方法

地方公共団体の契約は、公正、機会均等、経済性の観点から実施されなければならないため、地方自治法第234条は一般競争入札を原則としている。しかし、一般競争入札には広く誰でも入札に参加できるということから、資力、信用等のある者が果たして落札者となるかどうか、また、その者が確実に契約を履行することができるかどうか的確に把握できないおそれがある。一般競争入札は地元企業の保護育成に反する結果となるおそれもある。そこで、政令で定める場合に該当するときに限り、指名競争入札、随意契約またはせり売りの方法により締結することができることになっている。

一般競争入札

契約の目的その他を公告し、一定の資格を有する不特定多数の者をして入札の方法により競争させ最も有利な条件を提供した者を選んで契約を締結する方法をいう。

岐阜市では一般競争入札は設計金額3億円以上の契約について行うことができる。とされている。(岐阜市一般競争入札等実施要綱第2条第1項第1号)

指名競争入札

指名競争入札は、資力・信用等について適切と認める特定多数の競争参加者を選んで入札の方法によって競争させ、最も有利な条件を提示したものとの間に契約を締結する契約方法をいう。

岐阜市の指名競争入札には公募型指名競争入札と通常の指名競争入札がある。

公募型指名競争入札は設計金額1億5,000万円以上3億円未満の契約について行うことができる。(岐阜市一般競争入札等実施要綱第2条第1項第2号)

指名競争入札は一般競争入札の特例であるので、一定の場合に限って指名競争入札ができることとされている。

<指名競争入札によることができる場合>(地方自治法施行令第167条)

- a. 工事または製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質または目的が一般競争入札に適しないものをするとき。
- b. その性質または目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。
- c. 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

随意契約

随意契約とは、競争の方法によらないで、任意の特定の相手方を選択して締結する契約方法をいう。

随意契約は、指名競争入札と同様、一般競争入札の特例であるので、一定の場合に限ってできることとされている。随意契約は手続が簡略であるが、相手方が固定し、競争原理が働かず公正な取引が行われぬおそれがあるためである。

岐阜市における随意契約の方法には、競争見積、一社随意契約及びプロポーザル方式の3種類がある。競争見積は2社以上の者から見積書を提出させ相手方を決定する方法である。一社随意契約は1社から見積書を提出させ相手方を決定する方法である。プロポーザル方式は企画、アイデアの提案を相手先に依頼する場合で、複数の者に企画案を提出させ比較検討し委託先を決定する方法である。

< 随意契約によることができる場合 > (地方自治法施行令第 167 条の 2)

- a . 売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格が別表第 5 で定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

	令 167 の 2 の関係 (別表 5) 市町村 (指定都市を除く)	岐阜市契約規則第 28 条に定 める額
1 工事または製造の請負	130 万円	130 万円
2 財産の買入れ	80 万円	80 万円
3 物件の借入れ	40 万円	40 万円
4 財産の売払い	30 万円	30 万円
5 物件の貸付け	30 万円	30 万円
6 前各号に掲げる以外のもの	50 万円	50 万円

- b . 契約の性質または目的が競争入札に適しないものをするとき。

ア. 不動産の買入れ及び借入れをするとき。

イ. 普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工または納入に使用させるため必要な物品を売払うとき。

ウ. その他の契約

- c . 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

- d . 競争入札に付することが不利と認められるとき。

- e . 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのある

とき。

f．競争入札に付し入札者がいないとき、または再度の入札に付し落札者がいないとき。

g．落札者が契約を締結しないとき。

せり売り

せり売りは、公告して不特定多数のものを募り、買受人が口頭によって価格の競争（せり上げ）をし、そのうち予定価格の制限内の最高値をつけたものに売渡しを決定するものである。せり売りができる場合は動産の売払いで、契約の性質がせり売りに適しているものに限られる。（地方自治法施行令第 167 条の 3）

第3 監査の結果

1. 監査の視点からみた監査結果・監査意見の要約

(1) 契約の方式及び相手方の選定方法は適正か。

指名競争入札

監査意見

・システム開発委託契約で当初の導入時に次年度以降の保守も含めて、競争入札にかけることが、総コスト低減につながると考えられる。

(関連委託契約名)

行政管理部：文書管理システム開発業務委託

・同一業者が長期に落札している点に着目すると、指名業者の選定過程、指名業者の入れ替えルール等の一層の検討が必要である。

(関連委託契約名)

基盤整備部：道路清掃業務委託

女子短期大学事務局：岐阜市立女子短期大学環境衛生管理業務委託

教育委員会事務局：金華公民館ほか43箇所冷暖房機保守業務委託

市民福祉部：給食業務委託

都市建設部：街路樹管理業務・芝生管理業務・公園樹木管理業務

・市全域を数ブロックに分割し委託しているが、ブロック数を統合することにより、競争性を高めれば安価で委託できる可能性があること及び契約事務の効率化も図られる。

(関連委託契約名)

市民福祉部：し尿浄化槽維持管理業務委託

随意契約

監査結果

・随意契約をしているが他に委託可能な団体が存在するため、他団体との委託の検討も行うべきである。

(関連委託契約名)

市民健康部：医療機関委託検診車による胃がん検診業務

・ 随意契約理由が十分でない。

(関連委託契約名)

まちづくり推進部：まちなか回遊路整備計画業務委託

監査意見

・ 岐阜市工事請負契約事務処理要綱の解釈の不徹底により委託契約の分割が行われている。

(関連委託契約名)

基盤整備部：水路浚渫業務委託

・ 業務内容の見直しにより随意契約から指名競争入札に移行できるものがある。

(関連委託契約名)

行政管理部：浄書印刷業務委託

・ 契約を2本に分割することの必要性を検討する余地がある。

(関連委託契約名)

基盤整備部： 迂回排水路改良工事の施工業務委託（竜田町迂回排水路）及び迂回排水路改良工事に伴う電気工事の施工業務委託

以下、所管部署・委託契約別に委託契約の監査結果・監査意見の要約を示す。

頁	所管	委託契約名	委託料（円）	監査結果・監査意見
33	行政管理部	浄書印刷業務委託	19,530,000	監査意見： タイプ印刷自体が特殊技術化しているため、随意契約を締結しているが、ワープロで充分業務が可能なケースもあると考えられ、ワープロであれば、特殊技術とはいえないため、競争入札の導入も可能になると考えられる。

頁	所管	委託契約名	委託料(円)	監査結果・監査意見
41	行政管理部	文書管理システム開発業務委託	平成 15・16 年度債務負担行為額 49,350,000 (うち平成 15 年度支払額 19,740,000)	監査意見： 当初の導入時に次年度以降の保守も含めて、競争入札にかけることが、総コスト低減につながると考えられる。
47	市民福祉部	し尿浄化槽維持管理業務委託	905,100 (3 契約合計)	監査意見： 市を 3 地域に分割し、それぞれで契約をしている。3 区分した理由は、比較的小規模な業者が多く、市全域を担当することは物理的に困難であるからである。 しかし、下水道の普及により、処理を要する保育所数も減少傾向となり、大規模業者でなくとも、市全域を担当することは可能となってきたことから、1 契約にしてまとめて指名競争入札にしたほうが、安価で委託ができる可能性があること及び契約事務の効率化も図られると考えられる。
49	市民福祉部	給食業務委託 (その 2)	13,282,500	監査意見： 平成 14 年度から 2 年間指名業者が固定されているが、指名業者の選定等に検討の余地があると考えられる。
51	市民健康部	医療機関委託 検診車による 胃がん検診業務委託	17,984,860	監査結果： 現状では、岐阜市近隣の 2 医療機関と随意契約を締結しているが、ある程度遠方でも市内に検診車を派遣することができる医療機関はあることから、他医療機関への委託の検討も行うべきであると考えられる。
61	まちづくり推進部	まちなか回遊路整備計画業務委託	14,175,000	監査結果： 一社随意契約の理由が不十分である。

頁	所管	委託契約名	委託料(円)	監査結果・監査意見
73	都市建設部	街路樹管理業務委託 芝生管理業務委託 公園樹木管理業務委託	92,390,550 24,480,750 16,695,000	監査意見： 指名競争入札の手續が形式的には問題なく遂行されているが、指名競争入札の結果を時系列的に比較すると特定業者が継続して落札している事実が見受けられる。 委託契約を統合化し、指名業者数の増加をはかり、より競争性が高まる入札状況を作り上げることが必要である。
77	基盤整備部	迂回排水路改良工事の施工業務委託(竜田町迂回排水路) 迂回排水路改良工事に伴う電気工事の施工業務委託	139,647,000 30,197,000	監査意見： 迂回排水路改良工事と に伴う電気工事を分割する必要があったかは検討する余地があると考えられる。
79	基盤整備部	水路浚渫業務委託	66,881,556	監査意見： 岐阜市工事請負契約事務処理要綱の解釈の不徹底により、分割する必要性が乏しいにもかかわらず分割して契約されているものがあった。
85	基盤整備部	道路清掃業務委託	11,760,000	監査意見： 同じ業者が毎年落札している。当該委託契約については指名業者数が従来と同じ9社であり、十分な競争がなされていないのはいか。 指名競争入札の手續上には問題はなく、形式上の合規性は満たしているものの制度の本来の趣旨が十分に機能するよう検討、改善されたい。

頁	所管	委託契約名	委託料(円)	監査結果・監査意見
87	女子短期大学事務局	岐阜市立女子短期大学環境衛生管理業務委託	12,348,000	監査意見： 同じ業者が毎年落札している状況にある。指名競争入札の事務上は問題はなく、形式上の合規性は満たしているものの制度の本来の趣旨が十分に達成されるよう検討、改善されたい。
89	教育委員会事務局	金華公民館ほか43箇所冷暖房機保守業務委託	10,206,000	監査意見： この業務の場合、指名競争入札の契約形態はとられているが、落札者は、ここ4年間同一の会社である。指名業者の選定過程、指名業者の入れ替えルール等に検討の余地があると思われる。

(2) 委託理由に合理性はあるか。

監査意見

・ 全てが公社で行う必然性があるか疑問の余地が残るものがあり、市と公社の役割を明確にする必要性が考えられる。

(関連委託契約名)

まちづくり推進部：まちづくり業務委託

・ 公社に駐車場管理等を委託すること自体を採算性の観点から再検討を行うべきである。

(関連委託契約名)

都市建設部：岐阜市駐車場管理等業務委託

以下、所管部署・委託契約別に委託契約の監査結果・監査意見の要約を示す。

頁	所管	委託契約名	委託料(円)	監査結果・監査意見
63	まちづくり推進部	まちづくり業務委託	11,791,249	<p>監査意見：</p> <p>この委託料に係る業務は、たしかに内容的に民間業者が行いにくい面があり、公社に委託することにも理由が認められる面があるが、実績報告書の内容を検討してみると全てが公社で行う必然性があるか疑問の余地が残るものがあり、今後市と公社の役割を明確にすると共に、公社のまちづくり業務に関して、早急な業務の整理拡充を検討する必要性が考えられる。</p>
66	都市建設部	岐阜市駐車場管理等業務委託	72,816,273	<p>監査意見：</p> <p>現在公社に委託している駐車場管理業務について採算性の観点から外部委託も検討する必要がある。</p>

(3) 委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているか。

頁	所管	委託契約名	委託料(円)	監査結果・監査意見
				指摘事項なし

(4) 委託料の算定方法は適正か。

監査結果

・ 不十分な理由による一社随意契約で他の業者からの見積りの検討を行わずに委託料を決定することは不合理である。

(関連委託契約名)

まちづくり推進部：まちなか回遊路整備計画業務委託

・ 再委託料の価格の妥当性の検討がされていない。

(関連委託契約名)

基盤整備部：迂回排水路改良工事の施工業務委託(竜田町迂回排水路)及び迂回排水路改良工事に伴う電気工事の施工業務委託

・ 随意契約であるにもかかわらず見積書ではなく、県条例単価によっている。

(関連委託契約名)

市民健康部：医療機関委託検診車による胃がん検診業務

・ 公社が条例により駐車場の管理運営を行うという大前提に基づいて実際の管理運営に必要な経費を支払うという契約になっている。

(関連委託契約名)

都市建設部：岐阜市駐車場管理等業務委託

監査意見

- ・ 設計価格の算定において1社からのみ見積書を入手しているが他の業者からの見積りの検討を要する。

(関連委託契約名)

市長公室：岐阜市パークアンドライド・バスライド・バスレーン実証実験業務委託

行政管理部：文書等集配業務委託

- ・ 単価及び直接経費等について実績と設計価格が乖離している。

(関連委託契約名)

環境事業部：ごみ焼却施設法定点検業務委託

環境事業部：ごみ焼却施設運転管理業務委託

- ・ 設計単価の設定において所管部署の垣根を越えた情報交換を行い単価の比較を実施する必要がある。

(関連委託契約名)

都市建設部：桃林緑地等公園管理業務委託

- ・ 見積書のみで設計価格を算定しているが、積算基準があるためそれも考慮する必要がある。

(関連委託契約名)

行政管理部：岐阜市庁舎総合管理業務委託

行政管理部：岐阜市本庁舎西側駐車場及び南庁舎駐車場整理業務委託

- ・ 単価に割増率を乗じることが妥当か否かが明らかではない。

(関連委託契約名)

環境事業部：粗大ごみ処理施設定期点検業務委託

・SE 設計単価について他の市町村の算出方法等の調査・検討が必要である。

(関連委託契約名)

市民生活部：住民基本台帳ネットワークシステム二次改修業務委託

以下、所管部署・委託契約別に委託契約の監査結果・監査意見の要約を示す。

頁	所管	委託契約名	委託料(円)	監査結果・監査意見
31	市長公室	岐阜市パークアンドライド・バスライド・バスレーン実証実験業務委託	25,200,000	監査意見： 設計価格の積算時に 1 社からのみ見積書を入力しているが、複数の事業者からの見積に基づいてなされるべきであると考ええる。
35	行政管理部	文書等集配業務委託	29,459,262	監査意見： 設計価格の積算時に 1 社からのみ見積書を入力しているが、複数の事業者からの見積に基づいてなされるべきであると考ええる。
37	行政管理部	岐阜市庁舎総合管理業務委託	43,291,500	監査意見： 当該業務の設計価格は、複数の業者から見積書を入力した上で算定されているが、清掃業務などは、積算基準が定められており、見積書だけに基づく積算は不十分と考えられる。
39	行政管理部	岐阜市本庁舎西側駐車場及び南庁舎駐車場整理業務委託	10,342,500	監査意見： 当該業務にかかる積算基準がないため複数の業者から見積書を入力し、それに基づいて設計価格を算定されている。しかし、業者からの見積書だけに基づく積算は改善の余地があると考えられる。業務委託仕様に基づいた適切な積算を可能とするため、類似業種の積算基準を利用することも考えられる。

頁	所管	委託契約名	委託料(円)	監査結果・監査意見
45	市民生活部	住民基本台帳ネットワークシステム二次改修業務委託	31,500,000	<p>監査意見：</p> <p>システムの改修や保守管理は同じ業者が受託することとなっているのが実情であるが、一社随意契約で受託する場合は、他の市町村の算出方法等を参考にしながら価格の検討を行い、受託業者と契約単価を十分に折衝する必要がある。</p>
51	市民健康部	医療機関委託検診車による胃がん検診業務委託	17,984,860	<p>監査結果：</p> <p>県立岐阜病院における胃がん検診料金は岐阜県の条例で規定されているため、県立岐阜病院に対しては当該料金により委託せざるをえない。</p> <p>しかし、県条例で規定された検診料金は割高であると考えられる。当該料金を岐北厚生病院に対する料金とする必要があったのかという点で疑問が残る。</p>
55	環境事業部	ごみ焼却施設運転管理業務委託	226,800,000	<p>監査意見：</p> <p>受託業者の委託代金内訳書で実績をみると、単価及び直接経費、技術経費、間接業務費、諸経費に設計価格と乖離しているものがあり、同内訳書は今後の設計価格の計算上、検討に値するものと思われる。</p>
57	環境事業部	ごみ焼却施設法定点検業務委託	98,175,000	<p>監査意見：</p> <p>受託業者の委託代金内訳書で実績をみると、単価及び直接経費、技術経費、間接業務費、諸経費に設計価格と乖離しているものがあり、同内訳書は今後の設計価格の計算上、検討に値するものと思われる。</p>
59	環境事業部	粗大ごみ処理施設定期点検業務委託	13,650,000	<p>監査意見：</p> <p>「実施設計書に使用する単価表」に割増率を乗じているが、その理由が明記されていない。割増率を採用する場合には、具体的な理由等も明記しておく必要がある。</p>

頁	所管	委託契約名	委託料(円)	監査結果・監査意見
61	まちづくり推進部	まちなか回遊路整備計画業務委託	14,175,000	監査結果： 不十分な理由により一社随意契約とし、委託料の算定において他の業者からの見積もりの検討を省略したことは合理的な決定過程とはいえない。
66	都市建設部	岐阜市駐車場管理等業務委託	72,816,273	監査結果： 公社が条例により駐車場の管理運営を行うという大前提に基づいて実際の管理運営に必要な直接、間接の経費を全て支払うという内容が実体に近いものと判断される。これは業務の内容から委託料を算定するという原則的な方法とは異なったものとなり合理性に欠けると言えよう。
71	都市建設部	桃林緑地等公園管理業務委託	12,099,990	監査意見： 所管の垣根を越えた情報交換を実施しなければ同じ委託先に対して異なる単価の契約が結ばれてしまう可能性があるため、情報の共有化を図る工夫をしなければならないといえよう。
77	基盤整備部	迂回排水路改良工事の施工業務委託(竜田町迂回排水路)及び迂回排水路改良工事に伴う電気工事の施工業務委託	139,647,000 30,197,000	監査結果： 受託業者の下請業者について、その下請契約の関係書類を入手し、再委託料の価格の妥当性を検討する余地があったのではないかとと思われる。

(5) 委託契約は適法であり、支払いは正確か。

監査結果

・前金払いであるにもかかわらず、精算行為が行われている。前金払いの割合(9割)について適正な割合であったかの検討が不十分であった。

(関連委託契約名)

基盤整備部： 迂回排水路改良工事の施工業務委託(竜田町迂回排水路)及び迂回排水路改良工事に伴う電気工事の施工業務委託

監査意見

・前金払い自体は違法とは考えられないが、理由等が明確にされていなかった。前金払いはできるだけ避けるべきであり、やむをえない場合は、事情・理由を明確にしたほうが望ましいと考える。このような前金払いを避けるためには、毎月検収・毎月支払いに契約内容を変更することも考えられる。

(関連委託契約名)

農林振興部： 畜産センター清掃除草・フルーツの森管理業務委託

環境事業部： 岐阜市営墓地清掃維持管理業務委託

都市建設部： 公園管理等業務委託

基盤整備部： 岐阜市内幹線道路清掃業務等委託

以下、所管部署・委託契約別に委託契約の監査結果・監査意見の要約を示す。

頁	所管	委託契約名	委託料(円)	監査結果・監査意見
43	農林振興部	畜産センター清掃除草・フルーツの森管理業務委託	10,102,050	<p>監査意見：</p> <p>当該業務は委託業務であるため、前金払い自体は違法とは考えられないが、理由等が明確にされていなかった。前金払いは、委託先が契約不履行に陥る可能性も否定できず、できるだけ避けるべきであり、やむをえない場合は、事情・理由を明確にしたほうが望ましいと考える。</p> <p>また、このような前金払いを避けるためには、毎月検収・毎月支払いに契約内容を変更することも考えられる。</p>

頁	所管	委託契約名	委託料(円)	監査結果・監査意見
53	環境事業部	岐阜市営墓地 清掃維持管理 業務委託	13,684,335	<p>監査意見：</p> <p>委託料の支払形態として、4月～9月分を5月に、10月～3月分を11月に支払っているが、前金払いであった。前金払い自体は違法とは考えられないが、理由等が明確にされていなかった。</p> <p>前金払いは、できるだけ避けるべきであり、やむをえない場合は、事情・理由を明確にしたほうが望ましいと考える。このような前金払いを避けるためには、毎月検収・毎月支払いに契約内容を変更することも考えられる。</p>
69	都市建設部	公園管理等業務委託	14,632,000	<p>監査意見：</p> <p>当該業務は委託業務であるため、前金払い自体は違法とは考えられないが、理由等が明確にされていなかった。前金払いは、委託先が契約不履行に陥る可能性も否定できず、できるだけ避けるべきであり、やむをえない場合は、事情・理由を明確にしたほうが望ましいと考える。</p> <p>また、このような前金払いを避けるためには、毎月検収・毎月支払いに契約内容を変更することも考えられる。</p>
77	基盤整備部	迂回排水路 改良工事の施 工業務委託(竜 田町迂回排水 路)及び 迂回 排水路改良工 事に伴う電気 工事の施工業 務委託	139,647,000 30,197,000	<p>監査結果：</p> <p>前金払いであるにもかかわらず、精算行為が行われている。前金払いの割合(9割)について適正な割合であったかの検討が不十分であった。</p>

頁	所管	委託契約名	委託料(円)	監査結果・監査意見
81	基盤整備部	岐阜市内幹線道路清掃業務等委託	24,651,900	<p>監査意見：</p> <p>当該業務は委託業務であるため、前金払い自体は違法とは考えられないが、理由等が明確にされていなかった。前金払いは、委託先が契約不履行に陥る可能性も否定できず、できるだけ避けるべきであり、やむをえない場合は、事情・理由を明確にしたほうが望ましいと考える。</p> <p>また、このような前金払いを避けるためには、毎月検収・毎月支払いに契約内容を変更することも考えられる。</p>

(6) 委託料は業務の内容に対し適正な水準か。委託先では業務のコストの削減努力が行われているか。

監査結果

・委託先の実際の管理運営に必要な直接、間接の経費を全て支払うという方法が見受けられたが、これは業務の内容に見合った観点から委託料を算定するという原則的な方法とは異なったものとなり合理性に欠けると言えよう。

(関連委託契約名)

都市建設部：岐阜市駐車場管理等業務委託

以下、所管部署・委託契約別に委託契約の監査結果・監査意見の要約を示す。

頁	所管	委託契約名	委託料(円)	監査結果・監査意見
66	都市建設部	岐阜市駐車場管理等業務委託	72,816,273	<p>監査結果：</p> <p>公社が条例により駐車場の管理運営を行うという大前提に基づいて実際の管理運営に必要な直接、間接の経費を全て支払うという内容が実体に近いものと判断される。これは業務の内容から委託料を算定するという原則的な方法とは異なったものとなり合理性に欠けると言えよう。</p>

(7) 当該委託契約は予定した行政目的達成に貢献しているか。

監査意見

・ 明確な効果の見えにくい業務については、委託業務の効果測定を継続的に行う必要がある。

(関連委託契約名)

まちづくり推進部：まちなか回遊路整備計画業務委託、まちづくり業務委託

以下、所管部署・委託契約別に委託契約の監査結果・監査意見の要約を示す。

頁	所管	委託契約名	委託料(円)	監査結果・監査意見
61	まちづくり推進部	まちなか回遊路整備計画業務委託	14,175,000	監査意見： この種の事業は明確な効果の見えにくいものであり、委託業務の効果測定を継続的に行う必要がある。
63	まちづくり推進部	まちづくり業務委託	11,791,249	監査意見： この種の事業は明確な効果の見えにくいものであり、委託業務の効果測定を継続的に行う必要がある。

(8) 委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているか。

監査結果

・完了届を入手していなかった。

(関連委託契約名)

環境事業部：岐阜市営墓地清掃維持管理業務委託

監査意見

・委託業務終了後の検査の充実を図る余地があると考えられる。

(関連委託契約名)

基盤整備部：側溝清掃業務委託

以下、所管部署・委託契約別に委託契約の監査結果・監査意見の要約を示す。

頁	所管	委託契約名	委託料(円)	監査結果・監査意見
53	環境事業部	岐阜市営墓地清掃維持管理業務委託	13,684,335	監査結果： 完了届を入手していなかった。
83	基盤整備部	側溝清掃業務委託	176,578,500	監査意見： 残土実績量を集計し、積算で仮定計算された残土見積量の正確性を検査の段階で確認すべきといえる。 各契約単位で検査義務がない量であっても年間40件の契約が締結されており、残土の総体量はかなりのものとなる。残土の最終処分地の確認を検査の段階ですべきといえる。 委託業務終了後の検査の充実を図る余地があると考えられる。

2. 各委託契約の監査結果・監査意見

所管	市長公室
款	総務費
項	総務管理費
目	企画費
委託契約名	岐阜市パークアンドライド・バスライド・バスレーン実証実験業務委託
委託料	25,200,000 円
契約形態	指名競争入札
監査の要点	監査の結果
1. 契約の方式及び相手方の選定方法は適正か。	指摘事項なし
2. 委託理由に合理性があるか。	指摘事項なし
3. 委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているか。	指摘事項なし
4. 委託料の算定方法は適正か。	監査意見あり
5. 委託契約は適法であり、支払いは正確か。	指摘事項なし
6. 委託料は業務の内容に対し適正な水準か。委託先では業務コストの削減努力が行われているか。	指摘事項なし
7. 当該委託契約は予定した行政目的達成に貢献しているか。	指摘事項なし
8. 委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているか。	指摘事項なし

(1) 委託の概要

岐阜市のパークアンドライド・バスライド・バスレーン実証実験業務を指名競争入札により委託している。

これは、バスレーン導入に向けて一般車の交通容量低下に伴う渋滞の増加や、これによる導入地域の社会生活への様々な影響が予想されることから、バスレーン実証実験により、効果や影響を把握し、バスレーン導入を進めること及びパークアンドバスライドとの複合的施策の効果と課題を把握するための業務である。

(2) 監査意見(前記、監査の要点4について)

当該実証実験業務は他の業務(例えば工事や警備)とは異なり、定型的な積算基準がないため、設計価格の積算方法が問題となってくる。

設計価格の積算方法は下記の方法によっている。

まず人工については、業者から見積書を入手し、当該見積書に記載されている歩掛りについて、業務内容や国・県の積算基準と比較・検討した。その上で、見積書上の人工を妥当と判断したため、当該人工に岐阜市が採用している設計単価を乗じて設計価格を積算している。

具体的な積算基準がないため、この方法自体には問題はないと判断する。

しかし、業者からの見積書の入手がA社1社であるため、参考にする見積書がA社1社のみのもとなっている。

見積書に基づいて設計価格を算定する場合においても、複数の事業者からの見積に基づいてなされるべきであると考える。

所管	行政管理部
款	総務費
項	行政管理費
目	行政管理費
委託契約名	浄書印刷業務委託
委託料	19,530,000 円
契約形態	随意契約
監査の要点	監査の結果
1. 契約の方式及び相手方の選定方法は適正か。	監査意見あり
2. 委託理由に合理性があるか。	指摘事項なし
3. 委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているか。	指摘事項なし
4. 委託料の算定方法は適正か。	指摘事項なし
5. 委託契約は適法であり、支払いは正確か。	指摘事項なし
6. 委託料は業務の内容に対し適正な水準か。委託先では業務コストの削減努力が行われているか。	指摘事項なし
7. 当該委託契約は予定した行政目的達成に貢献しているか。	指摘事項なし
8. 委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているか。	指摘事項なし

(1) 委託の概要

当該委託業務は、随意契約により、岐阜市の行政室を経由した文書について、タイプ浄書・オフセット印刷等を特定の業者に委託している。

随意契約とした理由としては、タイプ浄書からオフセット印刷に至る印刷を一貫して行うことができ、また浄書室に設置してあるタイプライター及びオフセット印刷機は特殊で取扱いに技術を要する機器であるがそれらの機器による印刷に熟知した経験者を配置できるのは、当該随意契約先しかないことである。

なお、当該業務委託は昭和 57 年から同一の業者と随意契約を締結し、契約金額も毎年微増していたが、平成 15 年度に関しては減額している。

(2) 監査意見 (前記、監査の要点 1 について)

上記のとおり、当該契約が随意契約となっている理由としては、タイプ印刷自体が特殊技術化しているからである。たしかに特殊な技術を要する委託については随意契約によることは問題ないと判断される。

しかし、最近はワードプロセッサの普及・性能向上により、わざわざタイプに頼らなくとも、ワープロで十分業務が可能なケースもあると考えられる。ワープロであれば、特殊技術とはいえないため、競争入札の導入により、業者間の公平性の確保及び岐阜市にとってより有利な立場での契約も可能になると考えられる。

このように業務内容の見直しにより、特殊な技術 (タイプ印刷) ではなく、一般的な方法・技術 (ワープロ) でも業務遂行が可能であれば、競争入札を可能とするために一般的な方法への移行も検討されたい。

所管	行政管理部
款	総務費
項	行政管理費
目	行政管理費
委託契約名	文書等集配業務委託
委託料	29,459,262 円
契約形態	4～5 月は随意契約、6 月以降は指名競争入札
監査の要点	監査の結果
1．契約の方式及び相手方の選定方法は適正か。	指摘事項なし
2．委託理由に合理性があるか。	指摘事項なし
3．委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているか。	指摘事項なし
4．委託料の算定方法は適正か。	監査意見あり
5．委託契約は適法であり、支払いは正確か。	指摘事項なし
6．委託料は業務の内容に対し適正な水準か。委託先では業務コストの削減努力が行われているか。	指摘事項なし
7．当該委託契約は予定した行政目的達成に貢献しているか。	指摘事項なし
8．委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているか。	指摘事項なし

(1) 委託の概要

岐阜市内の各拠点間の文書等集配業務を委託している。平成 15 年 4・5 月は随意契約を締結し、6 月以降 10 ヶ月分については指名競争入札によっている。

4～5 月の随意契約先は過去から落札している A 社であり、6 月以降の指名競争入札においても A 社が落札し、継続して業務の委託を受けている。

また指名競争入札には 4 社が参加しているが、入札価額は 24,517 千円から 26,250 千円の狭い範囲内に集中している。

(2) 監査意見 (前記、監査の要点 4 について)

集配業務は他の業務 (例えば工事や警備) とは異なり、定型的な積算基準がないため、設計価格の積算方法が問題となってくる。

設計価格の積算方法としては、業者からの見積価格を参考に、経済状況及び職員の給与体系等を考慮し設計価格を算出しており、具体的な積算基準がないため、この方法自体には問題はないと判断する。

しかし、業者からの見積書の入手が A 社 1 社であるため、参考にする見積価格が A 社 1 社のみとなっている。

見積書に基づいて設計価格を算定する場合においても、複数の事業者からの見積に基づいてなされるべきであると考える。

所管	行政管理部
款	総務費
項	行政管理費
目	財産管理費
委託契約名	岐阜市庁舎総合管理業務委託
委託料	43,291,500 円
契約形態	4～5 月は随意契約、6 月以降は指名競争入札
監査の要点	監査の結果
1．契約の方式及び相手方の選定方法は適正か。	指摘事項なし
2．委託理由に合理性があるか。	指摘事項なし
3．委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているか。	指摘事項なし
4．委託料の算定方法は適正か。	監査意見あり
5．委託契約は適法であり、支払いは正確か。	指摘事項なし
6．委託料は業務の内容に対し適正な水準か。委託先では業務コストの削減努力が行われているか。	指摘事項なし
7．当該委託契約は予定した行政目的達成に貢献しているか。	指摘事項なし
8．委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているか。	指摘事項なし

(1) 委託の概要

市庁舎の日常清掃、定期清掃、ガラス清掃及び駐車場清掃並びに本庁舎前ポケットパーク清掃と、本庁舎 1 階受付での来庁者に対する庁舎案内などを委託している。

4～5 月は随意契約、6 月以降は指名競争入札によっているが、1 か月あたりの委託料は 4～5 月（随意契約）は 4,425 千円であるのに対し、6 月以降（指名競争入札）は 3,444 千円であり、1 か月当たり 981 千円安くなっている。

(2) 監査意見(前記、監査の要点4について)

当該業務の設計価格は、複数の業者から見積書を入手し、最も安価なものに基づいて算定されているため、一定の競争原理は働いているといえる。

しかし、清掃業務などは積算基準が定められているため、見積書のみに基づく積算では不十分と考えられる。

原則として契約は予定価格以下でなされることを考えると、予定価格を算出するための重要な基礎となる設計価格は、随意契約・入札いずれにおいても重大な意味を有するといえる。

このことから業務委託仕様に基づく適切な設計価格を算定するために、見積書だけでなく、積算基準に基づいて岐阜市独自の積算を行い、見積書と比較した上で、設計価格を算定することが望ましいと考える。

所管	行政管理部
款	総務費
項	行政管理費
目	財産管理費
委託契約名	岐阜市本庁舎西側駐車場及び南庁舎駐車場整理業務委託
委託料	10,342,500 円
契約形態	4～5 月は随意契約、6 月以降は指名競争入札
監査の要点	監査の結果
1．契約の方式及び相手方の選定方法は適正か。	指摘事項なし
2．委託理由に合理性があるか。	指摘事項なし
3．委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているか。	指摘事項なし
4．委託料の算定方法は適正か。	監査意見あり
5．委託契約は適法であり、支払いは正確か。	指摘事項なし
6．委託料は業務の内容に対し適正な水準か。委託先では業務コストの削減努力が行われているか。	指摘事項なし
7．当該委託契約は予定した行政目的達成に貢献しているか。	指摘事項なし
8．委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているか。	指摘事項なし

(1) 委託の概要

市庁舎駐車場に出入りする車両の誘導整理を安全かつ迅速に実施するために業務委託を行っている。4～5 月は随意契約、6 月以降は指名競争入札によっているが、1 ヶ月あたりの委託料は 4～5 月（随意契約）は 866 千円であるのに対し、6 月以降（指名競争入札）は 861 千円であり、1 ヶ月当たり約 5 千円安くなっている。

(2) 監査意見(前記、監査の要点4について)

当該業務の設計価格は、複数の業者から見積書を入手し、最も安価なものに基づいて算定されているため、一定の競争原理は働いているといえる。

しかし、駐車場整理業務は積算基準が定められていないものの、駐車場整理業務の類似業種の積算基準を利用することも可能であるため、見積書のみに基づく積算は改善の余地があると考えられる。

原則として契約は予定価格以下でなされることを考えると、予定価格を算出するための重要な基礎となる設計価格は、随意契約・入札いずれにおいても重大な意味を有するといえる。

このことから業務委託仕様に基づく適切な設計価格を算定するために、見積書だけでなく、類似業種の積算基準を利用することにより、岐阜市独自の積算を行い、見積書と比較した上で、設計価格を算定することが望ましいと考える。

所管	行政管理部
款	総務費
項	行政管理費
目	行政管理費
委託契約名	文書管理システム開発業務委託
委託料	平成 15・16 年度債務負担行為額 49,350,000 円 (うち平成 15 年度支払額 19,740,000 円)
契約形態	公募型指名競争入札
監査の要点	監査の結果
1. 契約の方式及び相手方の選定方法は適正か。	監査意見あり
2. 委託理由に合理性があるか。	指摘事項なし
3. 委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているか。	指摘事項なし
4. 委託料の算定方法は適正か。	指摘事項なし
5. 委託契約は適法であり、支払いは正確か。	指摘事項なし
6. 委託料は業務の内容に対し適正な水準か。委託先では業務コストの削減努力が行われているか。	指摘事項なし
7. 当該委託契約は予定した行政目的達成に貢献しているか。	指摘事項なし
8. 委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているか。	指摘事項なし

(1) 委託の概要

当該契約は、文書管理電算処理業務で機能するシステム開発業務を委託している。

具体的には、収受、起案、決裁、保管、保存及び廃棄に至る文書のライフサイクル全般にわたり、文書事務の電子化を図る文書管理システム開発を委託している。

当該業務は長期間にわたるものであり、年度ごとに1次契約、2次契約に区切って契約することも考えられたが、この方法では、2次契約は随意契約にならざるをえないことから、年度ごとに区切らず、まとめて1本の契約とした。

なお、上記の表の中の「債務負担行為」とは、将来の支出を約束する行為であり、具体的には、翌年度以降に岐阜市の支出を義務付けるような契約を締結するときに用

いられるものである。当該契約の場合、契約総額は 49,350,000 円だが、平成 15 年度に支出した金額は 19,740,000 円であることを意味する。

(2) 監査意見(前記、監査の要点1について)

当該業務委託は設計価格に対する契約金額の比率が 34%であり、大きく下回っていることから、競争入札による競争効果ははっきりと表れているといえる。

しかし、このようなシステム開発委託契約では、技術的制約あるいは著作権等の関係上、次年度以降の保守契約は開発業者との一社随意契約となる可能性が高い。そのため、当該契約についても、初年度は低い価格で落札し、次年度以降は一社随意契約により、業者が一方的に有利となる契約を締結せざるをえないことにもなりかねない。その場合、システム導入から保守にいたるまでの期間で判断すると、必ずしも岐阜市にとって有利な価格での契約ではない可能性もある。

本来は、システム開発契約とその後の保守契約はそれぞれ競争入札によることが、最も競争的といえるが、上記の理由によりそれは困難であるともいえるため、当初の導入時に次年度以降の保守も含めて、競争入札にかけることが、総コスト低減につながると考えられる。

今後は同類の契約については、契約方法を再度検討する必要がある。

所管	農林振興部
款	農林水産業費
項	畜産業費
目	畜産センター費
委託契約名	畜産センター清掃除草・フルーツの森管理業務委託
委託料	10,102,050 円
契約形態	一社随意契約
監査の要点	監査の結果
1. 契約の方式及び相手方の選定方法は適正か。	指摘事項なし
2. 委託理由に合理性があるか。	指摘事項なし
3. 委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているか。	指摘事項なし
4. 委託料の算定方法は適正か。	指摘事項なし
5. 委託契約は適法であり、支払いは正確か。	監査意見あり
6. 委託料は業務の内容に対し適正な水準か。委託先では業務コストの削減努力が行われているか。	指摘事項なし
7. 当該委託契約は予定した行政目的達成に貢献しているか。	指摘事項なし
8. 委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているか。	指摘事項なし

(1) 委託の概要

畜産センター芝生広場・園内等を緑豊かな施設として除草等環境整備し、市民に親しまれる憩いの施設として維持することを目的とする。当該業務は社団法人岐阜市シルバー人材センターに一社随意契約がなされている。岐阜市には高齢者雇用促進政策に基づき雇用の機会の積極的な提供を行う機関である社団法人岐阜市シルバー人材センターが設置されており、そのため高齢者の働ける場所の確保のため当該団体と随意契約をしている。

(2) 監査意見(前記、監査の要点5について)

契約代金の支払いは契約代金を2分し、業務期間4月から9月までの分を5月終わり、10月から3月までの分を11月終わりに前払いするものとする事となっている。

地方自治法施行令第163条によれば下記の場合は前金払いができる旨の規定がある。

補助金、負担金、交付金及び委託費

前金で支出しなければ契約しがたい、請負・買入・または借入に要する経費

その他、経費の性質上、前金をもって支払いをしなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費で地方公共団体の規則で定めるもの

当該業務は委託業務であるため、前金払い自体は違法とは考えられないが、理由等が明確にされていなかった。前金払いは、委託先が契約不履行に陥る可能性も否定できず、できるだけ避けるべきであり、やむをえない場合は、事情・理由を明確にしたほうが望ましいと考える。

また、このような前金払いを避けるためには、毎月検収・毎月支払いに契約内容を変更することも考えられる。

所管	市民生活部
款	民生費
項	市民生活費
目	戸籍住民基本台帳費
委託契約名	住民基本台帳ネットワークシステム二次改修 業務委託
委託料	31,500,000 円
契約形態	一社随意契約
監査の要点	監査の結果
1. 契約の方式及び相手方の選定方法は適 正か。	指摘事項なし
2. 委託理由に合理性があるか。	指摘事項なし
3. 委託事務に必要な件数、金額が予算上 明確になっているか。	指摘事項なし
4. 委託料の算定方法は適正か。	監査意見あり
5. 委託契約は適法であり、支払いは正確 か。	指摘事項なし
6. 委託料は業務の内容に対し適正な水準 か。委託先では業務コストの削減努力 が行われているか。	指摘事項なし
7. 当該委託契約は予定した行政目的達成 に貢献しているか。	指摘事項なし
8. 委託成果品の検査及び委託契約の履行 について適時、適切に確かめられてい るか。	指摘事項なし

(1) 委託の概要

市町村の区域を越えた住民基本台帳のネットワークシステムを構築し、全国で効率的に本人確認を行うことができ、住民基本台帳カード交付、住民票の広域交付等のサービス提供が行えるようシステム改修することを目的とする。

業務内容としては 既存住民記録システム二次改修、 住民基本台帳ネットワークシステム再設計及び適用作業、 データ移行作業及び開発付帯作業、 二次稼働分システムテスト作業からなる。

この委託契約は一社随意契約が行われている。その理由としては以下のとおりである。 この業務は住民基本台帳ネットワークシステムの導入に伴い、平成 13 年度に

既存システム改修、14年度に住民コード設定、15年度に住基カード交付、住民票の広域交付等を可能にする改修で、これらは一連のシステム構築である。

住民基本台帳ネットワークシステム改修は、一連のシステム構築であるため前回との整合性が必須である。また、本システムの構造等に精通しているほか、本市が使用している大型コンピュータにも精通していることが必要とされる。

このように、コンピュータシステムは一度導入されると、その改修作業、バージョンアップ、保守管理等について、最初に受託した業者が引続き業務を受託する可能性の高いものといえる。

(2) 監査意見 (前記、監査の要点4について)

住民基本台帳ネットワークシステム二次改修業務委託内訳書によれば予定価格の積算は、SE(システムエンジニア)単価×人月(1人の人間が仕事を終わらせるためにかかる月数)によって決められている。SE単価は情報誌(「積算資料」けんせつ plaza 著)によると860,000円となっている。設計単価はこの情報誌を参考にしてSE単価を818,000円と設定している。

SE単価は情報誌を参考にして決定しているが、これで果たして単価の妥当性の検証が十分であるのであろうか。単価の妥当性を検証するには、他の市町村の算出方法等の調査・検討が必要である。

住民基本台帳ネットワークシステムは岐阜市の基幹系システムの1つである。基幹系システムとしてはこれ以外に住民記録、宛名管理、戸籍、税、国民健康保険、国民年金があるが、全て同じ業者がシステムを開発し、その後の保守運用管理をサポートしている。システムの整合性、業務の効率性、トラブルが生じた場合の対応の即時性等を考え、全てのシステムを同じ業者に統一しているわけである。したがって、システムの改修や保守管理は同じ業者が受託することになっているのが実情である。今後岐阜市の基幹系システムの開発、保守管理は同一業者が受託する可能性が高い。

同じ業者が一社随意契約で受託することの弊害として一般的に指摘されるのが、契約金額の決定において競争性が欠けるため、委託価格が高くなる可能性がある。指名競争入札による価格の引き下げが期待されないとなると、単に情報誌を参考にするのではなく他の市町村の算出方法等を参考にしながら価格の検討を行い、受託業者と契約単価を十分に折衝する必要がある。

所管	市民福祉部
款	民生費
項	児童福祉費
目	保育所費
委託契約名	し尿浄化槽維持管理業務委託
委託料	905,100 円（3 契約合計）
契約形態	1 契約 = 指名競争入札、2 契約 = 随意契約
監査の要点	監査の結果
1. 契約の方式及び相手方の選定方法は適正か。	監査意見あり
2. 委託理由に合理性があるか。	指摘事項なし
3. 委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているか。	指摘事項なし
4. 委託料の算定方法は適正か。	指摘事項なし
5. 委託契約は適法であり、支払いは正確か。	指摘事項なし
6. 委託料は業務の内容に対し適正な水準か。委託先では業務コストの削減努力が行われているか。	指摘事項なし
7. 当該委託契約は予定した行政目的達成に貢献しているか。	指摘事項なし
8. 委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているか。	指摘事項なし

(1) 委託の概要

市内各保育所のし尿浄化槽の維持管理業務を委託している。その際、市を北東・北西・合渡の3地域に分割し、それぞれで契約をしている。北東地区は比較的多額の契約金額となるため、指名競争入札を行い、北西・合渡については少額となると思われるため、随意契約で締結している。

(2) 監査意見(前記、監査の要点1について)

岐阜市を3区分した理由は、比較的小規模な業者が多く、市全域を担当することは物理的に困難であるからである。

地方自治法施行令及び岐阜市契約規則上、少額(委託では50万円以下)の場合は、随意契約を締結してもよい旨の規定があるため、少額の委託料となる北西・合渡について随意契約を締結すること自体問題はない。

しかし、近年の下水道の普及により、し尿処理を要する保育所の数も減少傾向となり、大規模業者でなくとも、市全域を担当することは不可能でなくなっている。

その場合、それぞれで契約を締結するよりもむしろ1契約にして、まとめて指名競争入札にしたほうが取引量が増加するため、より安価で委託ができる可能性があること及び市側の契約事務業務の効率化も図られることから、契約方法の見直しを検討されたい。

所管	市民福祉部
款	民生費
項	社会福祉費
目	寿松苑費
委託契約名	給食業務委託（その2）
委託料	13,282,500 円
契約形態	指名競争入札
監査の要点	監査の結果
1．契約の方式及び相手方の選定方法は適正か。	監査意見あり
2．委託理由に合理性があるか。	指摘事項なし
3．委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているか。	指摘事項なし
4．委託料の算定方法は適正か。	指摘事項なし
5．委託契約は適法であり、支払いは正確か。	指摘事項なし
6．委託料は業務の内容に対し適正な水準か。委託先では業務コストの削減努力が行われているか。	指摘事項なし
7．当該委託契約は予定した行政目的達成に貢献しているか。	指摘事項なし
8．委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているか。	指摘事項なし

(1) 委託の概要

寿松苑入居者（職員を含む。）及びデイサービス利用者の給食を下記の作業及び諸管理により行うことである。

調理等作業

材料管理

衛生管理

施設等管理

労務管理

その他

岐阜市椿洞の養護老人ホーム(デイサービスを含む。)における給食提供に関する人材派遣業務である。作業時間は6時～18時30分で、養護老人ホームにおいては朝食・昼食・おやつ・夕食、デイサービスにおいては昼食を提供する。

(2) 監査意見(前記、監査の要点1について)

この契約は指名競争入札で行われているが、平成12年より推移を見ると平成12年、平成13年は7社全てが同じ会社であった。平成14年には8社のうち4社が入れ替えとなっているが、翌年は8社全てが同じ会社となっており入れ替えはない。(ただし、ここで会社とは、当初より辞退したものを除く)

指名業者の選定等に検討の余地があると考えられる。

給食業務委託(その2)			
業者名	平成13年度	平成14年度	平成15年度
A社	16,042,584	14,267,000	12,770,000
B社	17,050,000	16,500,000	13,900,000
C社	17,050,000		
D社	17,600,000		
E社	17,600,000	20,000,000	13,550,000
F社	19,200,000	16,500,000	13,850,000
G社	21,369,920		
H社		14,900,000	16,500,000
I社		16,500,000	17,500,000
J社		17,732,000	18,750,000
K社		20,460,000	18,000,000

 : 落札業者

平成13年度は1回目で落札せず、2回目に1社のみ入札に参加した。よって、随意契約でA社に16,040,000円で決定。表は1回目の入札価格である。

平成15年度も平成13年度と同様に2回目に4社が入札に参加し、A社が12,650,000円で落札した。表は1回目の入札価格である。

所管	市民健康部
款	衛生費
項	保健衛生費
目	成人、老人保健対策費
委託契約名	医療機関委託検診車による胃がん検診業務委託
委託料	17,984,860 円
契約形態	随意契約
監査の要点	監査の結果
1. 契約の方式及び相手方の選定方法は適正か。	監査結果あり
2. 委託理由に合理性があるか。	指摘事項なし
3. 委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているか。	指摘事項なし
4. 委託料の算定方法は適正か。	監査結果あり
5. 委託契約は適法であり、支払いは正確か。	指摘事項なし
6. 委託料は業務の内容に対し適正な水準か。委託先では業務コストの削減努力が行われているか。	指摘事項なし
7. 当該委託契約は予定した行政目的達成に貢献しているか。	指摘事項なし
8. 委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているか。	指摘事項なし

(1) 委託の概要

胃がん検診車を公民館等に派遣し検診を実施する業務を委託している。受付・問診は市の職員で対応し、胃部X線撮影検査及び読影、結果判定は委託先にて実施している。業務の性質上、委託先が特定されているため、県立岐阜病院と岐北厚生病院の2機関に対して随意契約により委託している。

(2) 監査結果(前記、監査の要点1、4について)

市内に検診車を派遣し、集団検診業務を行っている医療機関は、岐阜市近隣では、県立岐阜病院と岐北厚生病院しかないため、平成15年度まではこの2機関と随意契約を締結していた。なお県立岐阜病院に対する委託にかかる検診料金は岐阜県の条例で規定されているために、県立岐阜病院及び岐北厚生病院ともに、当該料金で委託していた。

当該委託について、下記の2点について、問題があると判断した。

委託先の検討

現状では、岐阜市近隣の2医療機関と随意契約を締結しているが、ある程度遠方でも市内に検診車を派遣することができる医療機関はあることから、他医療機関への委託の検討も行うべきであると考ええる。

委託料単価の検討

上記のとおり、県立岐阜病院における検診料金は岐阜県の条例で規定されているため、県立岐阜病院には当該料金により委託せざるをえない。しかし、県条例で規定された割高であると考えられる当該料金を岐北厚生病院に対する料金とする必要があったのかという点で疑問が残る。

なお、岐阜県の規定する単価が割高であると考えられること及び岐阜県による当該業務が縮小傾向にあることから、平成16年度からは、県立岐阜病院には委託せず、遠方も含めて3医療機関から見積書入手した上で、随意契約を締結するように改善された。

その結果、胃がん検診単価は下記のとおり下落している。

年 度	1人1回(単位:円)
平成15年度	5,140
平成16年度	3,465

所管	環境事業部
款	衛生費
項	環境事業費
目	斎場墓地費
委託契約名	岐阜市営墓地清掃維持管理業務委託
委託料	13,684,335 円
契約形態	随意契約
監査の要点	監査の結果
1. 契約の方式及び相手方の選定方法は適正か。	指摘事項なし
2. 委託理由に合理性があるか。	指摘事項なし
3. 委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているか。	指摘事項なし
4. 委託料の算定方法は適正か。	指摘事項なし
5. 委託契約は適法であり、支払いは正確か。	監査意見あり
6. 委託料は業務の内容に対し適正な水準か。委託先では業務コストの削減努力が行われているか。	指摘事項なし
7. 当該委託契約は予定した行政目的達成に貢献しているか。	指摘事項なし
8. 委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているか。	監査結果あり

(1) 委託の概要

岐阜市営墓地清掃維持管理業務を委託している。当該契約は一社随意契約であるが、随意契約とした理由は、墓地という特殊施設のため、地元対策ということで地元住民の雇用を行っている経過がある上、委託先が岐阜市の重要施策の1つである高齢者の生きがい対策、社会参加を推進する上で、高齢者の雇用機会の積極的な提供を行っているからである。

(2) 監査結果 (前記、監査の要点 8 について)

当該委託契約は、完了届を入手していなかった。完了届を入手することは、具体的な明文規定があるわけではないが、完了の時期を明らかにすること及び完了報告から、市による検査・委託料の支払いがなされることから、入手するべきである。

(3) 監査意見 (前記、監査の要点 5 について)

社団法人 A に対して随意契約で上記業務を委託しているが、委託料の支払形態として、4 月～9 月分を 5 月に、10 月～3 月分を 11 月に支払っている。

地方自治法第 232 条の 4、232 条の 5、自治令第 163 条では、原則として支出負担行為が法令または予算に違反しておらず、かつその債務が確定していることを確認した上でなければ支出できないが、下記の場合は前金払いができる旨の規定がある。

補助金、負担金、交付金及び委託費

前金で支出しなければ契約しがたい、請負・買入・または借入に要する経費

その他、経費の性質上、前金をもって支払いをしなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費で地方公共団体の規則で定めるもの

当該業務は委託業務であるため、前金払い自体は違法とは考えられないが、理由等が明確にされていなかった。

前金払いは、委託先が契約不履行に陥る可能性も否定できず、できるだけ避けるべきであり、やむをえない場合は、事情・理由を明確にしたほうが望ましいと考える。

また、このような前金払いを避けるためには、毎月検収・毎月支払いに契約内容を変更することも考えられる。

所管	環境事業部
款	衛生費
項	環境事業費
目	塵芥処理費
委託契約名	ごみ焼却施設運転管理業務委託
委託料	226,800,000 円
契約形態	一社随意契約
監査の要点	監査の結果
1. 契約の方式及び相手方の選定方法は適正か。	指摘事項なし
2. 委託理由に合理性があるか。	指摘事項なし
3. 委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているか。	指摘事項なし
4. 委託料の算定方法は適正か。	監査意見あり
5. 委託契約は適法であり、支払いは正確か。	指摘事項なし
6. 委託料は業務の内容に対し適正な水準か。委託先では業務コストの削減努力が行われているか。	指摘事項なし
7. 当該委託契約は予定した行政目的達成に貢献しているか。	指摘事項なし
8. 委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているか。	指摘事項なし

(1) 委託の概要

ごみ焼却施設運転管理業務委託は、環境事業であり市内から排出される一般ごみ焼却処理を実施する上で、必要な一連の運転管理を委託する業務である。

週1回の打ち合わせ会議において、焼却処理の現状の把握及び今後の処理状況の協議をする。また、全ての設備について、トラブルの報告・対応協議・措置状況の説明等を行い円滑な業務運転を行う。この業務は設備の経年変化の十分な把握と機械工学・熱力学・自動制御工学・電気工学・化学の知識が必要である。

それらに加えて故障を多角的に検討・協議し修理方法を考え出す実務経験が重視される業務である。

(2) 監査意見(前記、監査の要点4について)

設計価格は平成10年度は、「実施設計書に使用する単価表」の労務単価(以下「設計労務単価」という。)を参考にして計算されていた。しかし、平成11年度より当該センターの作業の特殊性を考慮してセンター独自で単価を決めるようになった。具体的には、「下水道施設維持管理積算要領」(社団法人 日本下水道協会)により設計労務単価に職種別補正率を乗じて算出している。(以下「労務単価」という。)また、24時間業務については、さらに平均割増率を労務単価に乗じて算出している。

おそらく現時点で入手可能な、かつ、最も「ごみ焼却施設運転管理業務」に類似した業務として「下水道施設維持管理業務」を選択したものと思われる。ただし、受託業者の委託代金内訳書で実績をみると、単価及び直接経費、技術経費、間接業務費、諸経費に設計価格と乖離しているものがあり、同内訳書は今後の設計価格の計算上、検討に値するものと思われる。

所管	環境事業部
款	衛生費
項	環境事業費
目	塵芥処理費
委託契約名	ごみ焼却施設法定点検業務委託
委託料	98,175,000 円
契約形態	一社随意契約
監査の要点	監査の結果
1. 契約の方式及び相手方の選定方法は適正か。	指摘事項なし
2. 委託理由に合理性があるか。	指摘事項なし
3. 委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているか。	指摘事項なし
4. 委託料の算定方法は適正か。	監査意見あり
5. 委託契約は適法であり、支払いは正確か。	指摘事項なし
6. 委託料は業務の内容に対し適正な水準か。委託先では業務コストの削減努力が行われているか。	指摘事項なし
7. 当該委託契約は予定した行政目的達成に貢献しているか。	指摘事項なし
8. 委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているか。	指摘事項なし

(1) 委託の概要

ごみ焼却施設法定点検業務委託は、焼却施設を維持管理する上で必要な法で定められた点検整備をする業務である。

本業務の内容は、労働安全衛生法・電気事業法等の法定上の点検整備を行うことである。これを実施するに当たっては、精度の高い制御調整をする専門技術が必要になる。それ故、多くの機械設備に特許・実用新案が存在し、他のメーカーでは対応困難なため一社随意契約で行われている。

(2) 監査意見(前記、監査の要点4について)

この業務での設計価格は人件費と消耗品とで計算されている。人件費の計算の基礎となる人工の単価は、「実施設計書に使用する単価表」の労務単価をもとに作成されている。現状では設計価格の計算上の問題はないと考える。ただし、受託業者の委託代金内訳書で実績をみると、人工及び消耗品の数量及び単価については、乖離しているものがあり、同内訳書は今後の設計価格の計算上、検討に値するものと思われる。

所管	環境事業部
款	衛生費
項	環境事業費
目	塵芥処理費
委託契約名	粗大ごみ処理施設定期点検業務委託
委託料	13,650,000 円
契約形態	随意契約
監査の要点	監査の結果
1. 契約の方式及び相手方の選定方法は適正か。	指摘事項なし
2. 委託理由に合理性があるか。	指摘事項なし
3. 委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているか。	指摘事項なし
4. 委託料の算定方法は適正か。	監査意見あり
5. 委託契約は適法であり、支払いは正確か。	指摘事項なし
6. 委託料は業務の内容に対し適正な水準か。委託先では業務コストの削減努力が行われているか。	指摘事項なし
7. 当該委託契約は予定した行政目的達成に貢献しているか。	指摘事項なし
8. 委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているか。	指摘事項なし

(1) 委託の概要

東部クリーンセンターごみ処理施設の維持管理上、必要な定期点検整備を行う業務を随意契約により委託している。

随意契約とした理由としては、下記のとおりである。

粗大ごみ処理施設は、受託業者が設計施工した施設であり、点検整備を行うにはノウハウがあり、精度の高い制御調整をする専門技術でしか対応できない。
機器設備に特許があり他メーカーでは対応できない。
維持管理で既設備と同一管理システムの関係にあり、性能をメーカーに保証させている。

(2) 監査意見(前記、監査の要点4について)

設計価格のうち、人件費分の算定方法として、業務ごとに「実施設計書に使用する単価表」の労務単価をベースに当該業務の単価を算定している。なお、「実施設計書に使用する単価表」をそのまま利用するケースもあるが、危険作業などについては「廃棄物処理施設点検補修工事積算要領」(社団法人 全国都市清掃会議)に規定されている割増率を乗じて単価を算定している。

東部クリーンセンター粗大ごみ処理施設定期点検業務委託の積算過程をチェックしたところ、「実施設計書に使用する単価表」に割増率を乗じているが、その理由が明記されていないため、口頭で割増率を乗じることが妥当であることを確認したのみである。なお説明を聞く限り、割増率を乗じることについて問題はないと思われる。

割増率を採用する場合には、事後の検証及び割増率の採用の可否を客観的に判断するためにも、具体的な理由等も明記しておくことが必要である。

所管	まちづくり推進部
款	土木費
項	まちづくり推進費
目	まちづくり推進費
委託契約名	まちなか回遊路整備計画業務委託
委託料	14,175,000 円
契約形態	一社随意契約
監査の要点	監査の結果
1. 契約の方式及び相手方の選定方法は適正か。	監査結果あり
2. 委託理由に合理性があるか。	指摘事項なし
3. 委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているか。	指摘事項なし
4. 委託料の算定方法は適正か。	監査結果あり
5. 委託契約は適法であり、支払いは正確か。	指摘事項なし
6. 委託料は業務の内容に対し適正な水準か。委託先では業務コストの削減努力が行われているか。	指摘事項なし
7. 当該委託契約は予定した行政目的達成に貢献しているか。	監査意見あり
8. 委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているか。	指摘事項なし

(1) 委託の概要

この委託料は、岐阜市のコンペ事業として選定された「まちなか回遊路整備計画業務」に伴うものである。事業の内容は、コンセプトを「環境にやさしい歩いて楽しいスローライフのまちづくり」に置き、レンタサイクル社会実験と岐阜市サイン整備計画を大きな柱としている。

この事業は新しい試みでもあり、岐阜市が会員になっている財団法人都市づくりパブリックデザインセンター（以下「財団」という。）に業務委託を行い、具体的な業務は下請業者が行っている。財団は、官民一体となった都市のデザインに関する専門の調査研究機関として建設大臣の許可を得て設立されたもので、会員には地方公共団体と企業が参加している。

平成 15 年度における業務実施の結果は、レンタサイクル社会実験結果等としてまとめられ一定の評価を得たため、平成 16 年度においても継続的に事業が実施されることとなった。

(2) 監査の結果 (前記、監査の要点 1、4 について)

契約の方式、相手方の選定方法は、専門性のある業務内容を理由に一社随意契約となっており、競争に切り替えることができない理由として前年度に策定された「岐阜市サイン整備計画」の継続業務である点が述べられている。

委託料の算定方法については、県の仕様に準じて定め、人工数はこれまでの委託業務および業務実績内容を考慮して算出している旨の記載があり、財団の見積価格を検討し、最終的に価格を 14,175,000 円と決定した。

問題になるのは、業者の選定が厳密に検討されたものかという点と、決定された契約価格が十分な検討過程を経て決定されたものであるかという点である。

業務内容は、新しい事業に関する企画等であり従来にない知識や専門性を要するものであるが、業者となり得る者は財団に限らない。この点で、この委託料の一社随意契約理由書に記載されている「業務の性質上相手方が特定されている」ことを理由に一社随意契約とすることは合理的な根拠があったとはいえない。また財団の会員に岐阜市がなっているという事情を考慮して最終的に委託先を財団に決定するにしても、委託料の検討過程において他の業者を比較検討して見ることは必要である。委託料の決定においては他の業者からの見積りの検討を行う等の手続を踏むことで業務内容に比較してバランスのとれたものになっているかは常にチェックすることが求められる。

岐阜市の方針として競争入札を中心にすえていることからしても、一社随意契約の形態をとるにせよ、実質的に競争性を取り入れた検討過程の実施が望まれる。

(3) 監査意見 (前記、監査要点 7 について)

この事業の結果は、レンタサイクル社会実験結果等としてまとめられ効果の測定が行われた。今後は発展的に事業が行われることと考えられるが、この種の事業は明確な効果の見えにくいものであり、各種の手法を用いて効果測定を每期継続し、前年度以前からの継続的事业を理由に、毎年実施を続ける状態に陥らないように注意を払う必要がある。他にも行う必要性のある事業が多数あると考えられ財政的な理由から各種の制限を受けている状態となっている。事業の優先性は常に検討されるべきである。

所管	まちづくり推進部
款	土木費
項	まちづくり推進費
目	まちづくり推進費
委託契約名	まちづくり業務委託
委託料	11,791,249 円
契約形態	一社随意契約
監査の要点	監査の結果
1. 契約の方式及び相手方の選定方法は適正か。	指摘事項なし
2. 委託理由に合理性があるか。	監査意見あり
3. 委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているか。	指摘事項なし
4. 委託料の算定方法は適正か。	指摘事項なし
5. 委託契約は適法であり、支払いは正確か。	指摘事項なし
6. 委託料は業務の内容に対し適正な水準か。委託先では業務コストの削減努力が行われているか。	指摘事項なし
7. 当該委託契約は予定した行政目的達成に貢献しているか。	監査意見あり
8. 委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているか。	指摘事項なし

(1) 委託の概要

この委託料は、岐阜市内における、まちづくり活動の支援、啓発、調査、研究等に関する業務を岐阜市にぎわいまち公社（以下「公社」という。）に委託したことにより発生したものである。

この業務は、地域住民と行政との連携並びに協力による、まちづくりの合理的かつ効率的な推進を図ることを目的としており、業務の特性が行政目的的なものであることを理由に平成 15 年度より当該目的の達成を目指して事業内容を拡充している公社に委託することが、最もふさわしいとして外部委託等の競争性を導入することを行わず、一社随意契約により委託契約を締結している。

委託料の積算については、公社が、岐阜市が出資している法人であることを理由と

して、公社が算定した金額により積算を行っており、これに含まれている人件費については市給与体系を参考に積算された。

(2) 監査意見(前記、監査の要点2、7について)

業務委託自体は、条例により公社への委託が定められたものではなく、内容的に競争性を導入することが可能な部分であれば競争原理を導入することが検討されるべきであるし、岐阜市自体が行い得るものであれば、公社に業務委託を行うことはその必要性が乏しいものとなる。(事実、公社に業務委託する前は岐阜市自体が当該業務を行っていた部分がある。)

平成15年度まちづくり業務委託実施報告書における事業内容の概要

まちづくりアドバイザー派遣及び相談業務	
・アドバイザー派遣実績	39名
・まちづくり相談業務	0件
まちづくり活動支援業務	
・都市景観形成市民団体助成金	2件
・市街地再開発準備組織等補助金	1件
まちづくり啓発及び情報提供業務	
・「にぎわいまち公社だより」	発行4回
・にぎわいまちサロンの使用	延べ51回
まちづくり調査業務	
・まちづくり支援調査業務委託	1件

この委託料に係る業務は、たしかに内容的に民間業者が行いにくい面があり、公社に委託することにも理由が認められる面があるが、前記の実績報告書の内容を検討してみると全てが公社で行う必然性があるか疑問の余地が残るものがあり、市と公社の役割を明確にする必要性が考えられる。

委託料の支払いは、年2回の概算払いが行われており、当初の見積額と比べて実際の支払額が下回ったために精算し戻入が行われた。

委託料の精算報告書によれば人件費は約37%を占めており、その他の経費約63%についても内容的に特に問題となるような特殊なものはなく、比較的一般的な業務内容と判断される。

このようなソフトに係る業務は、岐阜市自体が行うことに比べれば公社が機動的に行う方が、より効果的な面があることは否定できない。反面、公社においては岐阜市自体が業務を行うことに比べればコントロールが直接に効きにくい面があり、不効率、

不適切な業務になる可能性も否定できない。

委託料の支払方法を検討してみると、公社において業務を行ったために発生した経費の支払資金を補充する形に近くなっており、公社の業務の効果測定を十分に行わないと、わざわざ公社に分離して活動している意味が希薄なものになってしまうおそれがある。この種の事業は明確な効果の見えにくいものであり、各種の手法を用いて効果測定を每期継続し、前年度以前からの継続的事业を理由に、毎年実施を続ける状態に陥らないように注意を払う必要がある。

公社の業務は現在、岐阜市駐車場の管理等の業務と、このまちづくり業務に係る委託料が大きな柱であり、岐阜市駐車場の管理等の業務が、指定管理者制度の導入により、外部との競争が避けられない状況となっていることを考慮すると、市民に身近な中間支援組織としての公社の位置付けを明確にし、このまちづくり業務に関しても早急な業務の整理拡充、効率的な組織体制等の再検討、再構築が必要とされている状況であるといえよう。

所管	都市建設部
款	土木費
項	都市建設費
目	都市建設総務費
委託契約名	岐阜市駐車場管理等業務委託
委託料	72,816,273 円
契約形態	一社随意契約
監査の要点	監査の結果
1. 契約の方式及び相手方の選定方法は適正か。	指摘事項なし
2. 委託理由に合理性があるか。	監査意見あり
3. 委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているか。	指摘事項なし
4. 委託料の算定方法は適正か。	監査結果あり
5. 委託契約は適法であり、支払いは正確か。	指摘事項なし
6. 委託料は業務の内容に対し適正な水準か。委託先では業務コストの削減努力が行われているか。	監査結果あり
7. 当該委託契約は予定した行政目的達成に貢献しているか。	指摘事項なし
8. 委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているか。	指摘事項なし

(1) 委託の概要

この委託料は、岐阜市内に存する3ヶ所の市営駐車場の運営管理を岐阜市にぎわいまち公社（以下「公社」という。）に委託したことにより発生したものである。

駐車場の運営管理は岐阜市の条例により公社に委託することとされており、公社においては16名（専任職員2名、嘱託14名）で実際の管理運営を行っている。

管理委託が行われている3ヶ所の市営駐車場のうち、1ヶ所は平成16年6月に廃止され、残りの2ヶ所については最近の利用率が伸び悩んでいる。

(2) 監査結果(前記、監査の要点4、6について)

委託料の算定方法の適正性及び委託料が適正水準であるか等については、3ヶ所の市営駐車場の管理運営は条例により公社に委託することとされており、自動的に一社随意契約となっているため外部の民間業者との競争は無く、公社の見積価格をもとに所管部署との検討によって委託料が決定されることとなっている。

委託料の支払いに関しては、契約に基づき分割払いを行い、最終的に精算により残金が生じた場合には返還を行うこととなっており、平成15年度においては公社計上の当初予算に比べ実際額が少額となった為に返還金が発生した。

公社からの精算報告書を検討した結果、現場の直接費である駐車場管理費(約86%)と管理費(約14%)の内訳となっており、駐車場管理費の内、人件費は約57%、その他は光熱水費、委託料、借料損料、修繕費でかなりの部分を占めている状況で、特殊な業務に係る経費は無く一般的な内容となっている。

管理費は、公共工事管理費の例にならって、現場の直接費の最大20%をめどに計上され従来より慣習的に予算見積りに含まれているもので、公社の総務管理的な経費に充当されているものと考えられる。

委託料の内容を見ると、公社が条例により駐車場の管理運営を行うという大前提に基づいて実際の管理運営に必要な直接、間接の経費を全て支払うという内容が実体に近いものと判断され、公社自体は現在の体制を前提に経費削減の努力は行っている様子はいかがえるが、外部との競争関係のない現在の状態では大きな変化を期待するのは困難であろう。委託料の算定基礎を現在の方法に求める場合には、管理費部分が内容の検討を具体的にすることなく支払われることになって業務の内容から委託料を算定するという原則的な方法とは異なったものとなり合理性に欠けるといえよう。

法の改正によって指定管理者制度が導入されたが、しかし法の改正後3年間は猶予期間があり平成18年度をめどに現在の体制を再検討する予定となっている。具体的な検討を早急に行い外部との競争に耐えうる公社の体制を再構築させ、競争入札への制度移行が求められている状況である。

(3) 監査意見(前記、監査の要点2について)

駐車場の採算性については以下の通りである。

	総収入額	経費	左の内、委託料
金公園地下駐車場	75,098,370円		
駅東駐車場	20,361,800円		
西岐阜駅前駐車場	2,438,500円		
合計	97,898,670円	79,191,885円	72,816,273円
駅西駐車場	159,316,930円	79,368,546円	56,991,895円

の駐車場は岐阜駅前の再開発により平成 16 年 6 月に閉鎖された。

の駐車場は国からの無利子貸し付け（40%）と起債（60%）により建設した駐車場であり特別会計により収支を計算しており、管理運営の業務委託は民間業者に委託している。

から の駐車場については公社が管理運営を委託されているが、中心は でありは総収入から見てもわかる通り、利用は限られたものとなっている。

駐車場の管理業務は特殊な業務とはいえず、 の駐車場の例を見てもわかる通り、十分に外部委託が可能なものである。このため委託料についても十分に外部との競争性を検討すべきであるし、 のように利用の限られた駐車場については、あり方自体の再検討が必要であろう。

の駐車場についても現在の収支は黒字の形になっているが、建設コストにかかわる減価償却費等は考慮されていないため、特別会計の形で管理されているが本来の意味での収支状況の把握は不十分といえよう。

なお、 の駐車場の建設は国の無利子貸し付けを利用して行われたため、各種の制限を受けることとなり駐車場業務の自由度という点において、かなり制約を受けたものとなっている。確かに国の無利子貸付制度は当初の建設資金の調達において、魅力的な面はあるが、建設から、それ以降の各種の制約を考えると必ずしも最善とはいえない面もあろう。PFI 事業等の実施もいわれており、今後の駐車場事業に際しては、これらの面からの検討も十分に行う必要が考えられる。

所管	都市建設部
款	土木費
項	公園費
目	公園管理費
委託契約名	公園管理等業務委託
委託料	14,632,000 円
契約形態	一社随意契約
監査の要点	監査の結果
1. 契約の方式及び相手方の選定方法は適正か。	指摘事項なし
2. 委託理由に合理性があるか。	指摘事項なし
3. 委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているか。	指摘事項なし
4. 委託料の算定方法は適正か。	指摘事項なし
5. 委託契約は適法であり、支払いは正確か。	監査意見あり
6. 委託料は業務の内容に対し適正な水準か。委託先では業務コストの削減努力が行われているか。	指摘事項なし
7. 当該委託契約は予定した行政目的達成に貢献しているか。	指摘事項なし
8. 委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているか。	指摘事項なし

(1) 委託の概要

北部公園管理事務所管内の都市公園の草刈、除草及び清掃並びに不陸整正、排水溝の清掃業務の委託である。

(2) 監査意見(前記、監査の要点5について)

委託契約書13条により4月、7月、10月、1月に3ヶ月前払条項がある。

地方自治法施行令第163条によれば下記の場合は前金払いができる旨の規定がある。

ア.補助金、負担金、交付金及び委託費

イ.前金で支出しなければ契約しがたい、請負・買入・または借入に要する経費

ウ.その他、経費の性質上、前金をもって支払いをしなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費で地方公共団体の規則で定めるもの

当該業務は委託業務であるため、前金払い自体は違法とは考えられないが、理由等が明確にされていなかった。前金払いは、委託先が契約不履行に陥る可能性も否定できず、できるだけ避けるべきであり、やむをえない場合は、事情・理由を明確にしたほうが望ましいと考える。

また、このような前金払いを避けるためには、毎月検収・毎月支払いに契約内容を変更することも考えられる。

所管	都市建設部
款	土木費
項	公園費
目	公園管理費
委託契約名	桃林緑地等公園管理業務委託
委託料	12,099,990 円
契約形態	一社随意契約
監査の要点	監査の結果
1. 契約の方式及び相手方の選定方法は適正か。	指摘事項なし
2. 委託理由に合理性があるか。	指摘事項なし
3. 委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているか。	指摘事項なし
4. 委託料の算定方法は適正か。	監査意見あり
5. 委託契約は適法であり、支払いは正確か。	指摘事項なし
6. 委託料は業務の内容に対し適正な水準か。委託先では業務コストの削減努力が行われているか。	指摘事項なし
7. 当該委託契約は予定した行政目的達成に貢献しているか。	指摘事項なし
8. 委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているか。	指摘事項なし

(1) 委託の概要

当該委託業務は以下の8つの仕様書からなる。

桃林緑地等公園管理業務委託共通仕様書

桃林緑地・長良川公園・長良広場管理業務委託仕様書

梅林公園管理業務委託仕様書

西岐阜駅道路広場等管理業務委託仕様書

岐阜市民球場ナイター管理業務委託仕様書

八ツ草球場ナイター管理業務委託仕様書

粕森公園及びなかよし公園内身体障害者便所扉の鍵の開閉業務委託仕様書

加納公園門扉開閉業務委託仕様書

上記 の内容としてさらに具体的には以下のとおりとなっている。

桃林緑地・長良川公園・長良広場管理業務委託共通仕様書において以下の業務を実施することとなっている。

- ア. 公園内の除草、清掃及び便所清掃、噴水・流れの清掃点検
- イ. 花木、花壇、芝の手入れ、散水
- ウ. 長良川公園の車止めチェーンの開閉業務及び清掃
- エ. 業務場所のパトロール
- オ. その他広場管理業務

梅林公園管理業務委託仕様書において以下の業務を実施することとなっている。

- ア. 公園内の除草、清掃
- イ. 花木、芝の手入れ、散水
- ウ. その他公園管理業務

(2) 監査意見(前記、監査の要点4について)

社団法人岐阜市シルバー人材センターの見積書によれば「(1)委託の概要」で記載した、 に関連する桃林公園・梅林公園管理業務委託の積算は以下の算式となっている。

$$(@770 \times 7 \text{H} \times 1,119 \text{日}) + (@770 \text{円} \times 6 \text{H} \times 110 \text{日}) = 6,539,610 \text{円}$$

一方、同じく社団法人岐阜市シルバー人材センターが岐阜市から受託している業務として42ページで検討した「岐阜市畜産センター清掃除草・フルーツの森管理委託業務」がある。当該業務の積算は以下の算式となっている。

$$@740 \text{円} \times 6 \text{H} \times 2,064 \text{日} = 9,164,160 \text{円 (人件費部分)}$$

ここで注目すべきは前者(所管:都市建設部)の単価が@770円であるのに対し、後者(所管:農林振興部)の単価が@740円である点である。両業務は類似業務であり、同じ委託業者であるにも係らず契約単価が異なる。業務内容が完全に一致している訳ではないので契約単価が異なるとも言えるが、所管にヒアリングしたところ所管相互の横断的な契約単価のすり合わせは行っていないというコメントを得た。

所管の垣根を越えた情報交換を実施しなければ同じ委託先に対して異なる単価の契約が結ばれてしまう可能性があるため、情報の共有化を図る工夫をしなければならぬといえよう。

所管	都市建設部
款	土木費
項	公園費
目	緑化整備事業費
委託契約名	街路樹管理業務委託 芝生管理業務委託 公園樹木管理業務委託
委託料	92,390,550 24,480,750 16,695,000
契約形態	指名競争入札
監査の要点	監査の結果
1. 契約の方式及び相手方の選定方法は適正か。	監査意見あり
2. 委託理由に合理性があるか。	指摘事項なし
3. 委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているか。	指摘事項なし
4. 委託料の算定方法は適正か。	指摘事項なし
5. 委託契約は適法であり、支払いは正確か。	指摘事項なし
6. 委託料は業務の内容に対し適正な水準か。委託先では業務コストの削減努力が行われているか。	指摘事項なし
7. 当該委託契約は予定した行政目的達成に貢献しているか。	指摘事項なし
8. 委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているか。	指摘事項なし

(1) 委託の概要

街路樹管理業務

岐阜市内の本町打越線、福光打越線、岐阜駅忠節線、金町本郷町線等の街路樹を剪定する業務である。

芝生管理業務

青柳公園ほか 24 公園、美島公園ほか 23 公園等の岐阜市内の公園の芝生管理業務である。

公園樹木管理業務

(2) 監査意見 (前記、監査の要点 1 について)

指名競争入札の手続が形式的には問題なく遂行されているが、指名競争入札の結果を時系列的に比較すると特定業者が継続して落札している事実が見受けられる。形式上の合規性は満たしているものの制度の本来の趣旨が十分に機能しているとはいえないのではないだろうか。

次頁において毎年同じ業者が落札している状況を一覧として示す。

街路樹管理業務においては毎年同じ箇所の作業を同じ業者が落札している状況がうかがえる。

公園樹木管理業務委託においては、岐阜市内にある公園を循環的にまわり剪定作業をする。毎年剪定する箇所は変わるが、毎年同じ業者が落札している状況がうかがえる。

落札金額について予定価格に極めて近い価格で落札しているケースがほとんどであった。この原因は予定価格の設定のもととなる積算資料として、所管は一般に公開されている国土交通省が規定する「土木工事標準歩掛」を参照しているためとも考えられる。

また、委託契約を統合化し、指名業者数の増加をはかり、より競争性が高まる入札状況を作り上げることが必要である。

街路樹管理業務委託

(単位：円)

	本町打越線			福光打越線他27路線			岐阜駅忠節線ほか18路線		
	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
A社	10,450,000	10,150,000	10,200,000	7,350,000	6,600,000	5,800,000		8,450,000	
B社	10,500,000				7,100,000	6,150,000	8,200,000	8,400,000	7,600,000
C社	10,550,000	10,250,000	10,350,000	7,800,000		6,250,000			
D社	10,600,000								7,590,000
E社	10,650,000	10,400,000	10,500,000		7,300,000	6,150,000		8,300,000	7,500,000
F社	10,700,000		10,550,000		6,950,000	6,250,000	8,230,000		
G社	10,750,000	10,500,000	10,800,000		6,900,000	6,100,000			
H社	10,850,000		10,900,000				8,080,000		
I社	10,900,000				7,000,000		8,150,000	7,680,000	
J社		10,550,000		7,400,000		6,200,000	8,050,000		7,600,000
K社		10,300,000		7,500,000			8,000,000	8,450,000	7,700,000
L社		10,650,000		7,550,000				8,450,000	7,660,000
M社			10,700,000	7,600,000					
N社				7,650,000			8,170,000		
O社			11,000,000	7,900,000	6,900,000	6,250,000		8,450,000	7,520,000
P社					6,700,000				
Q社							7,900,000	7,250,000	7,400,000
R社		10,600,000					8,000,000	8,520,000	7,750,000
S社		10,350,000			6,800,000				
T社			10,400,000			6,200,000			
	金町本郷町線ほか17路線			岐阜駅前那加線ほか9路線			金町所西ノ荘線ほか10路線		
	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
A社						8,200,000	6,930,000	8,750,000	6,850,000
B社			9,900,000	7,980,000				8,950,000	7,000,000
C社					8,570,000	8,280,000		8,800,000	
D社	11,450,000	10,350,000	9,900,000	7,960,000					
E社	11,400,000	10,200,000	9,800,000					8,850,000	7,000,000
F社					8,640,000			8,900,000	7,100,000
G社	11,500,000	10,250,000	10,000,000	8,050,000				8,750,000	
H社	11,300,000	10,000,000	9,600,000	8,000,000			6,700,000	8,500,000	6,800,000
I社					8,600,000	8,250,000			
J社		10,350,000		8,080,000			6,950,000		
K社				8,000,000	8,580,000	8,350,000	6,900,000		6,900,000
L社	11,370,000	10,200,000	10,200,000				6,930,000		7,400,000
M社	11,550,000	10,150,000	9,850,000	7,900,000	8,550,000	8,150,000	7,000,000		
N社				7,950,000	8,600,000	8,300,000	6,950,000		
O社	11,350,000				8,620,000				
P社	11,400,000	10,200,000						8,800,000	
Q社	11,430,000	10,150,000	10,300,000		8,570,000	8,300,000	6,980,000		7,200,000
R社			10,500,000	8,050,000		8,230,000	6,900,000	8,900,000	
S社					8,580,000	8,250,000			7,500,000
T社									
	市橋江崎線ほか11路線			東島高富線ほか12路線					
	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度			
A社						12,300,000			
B社	6,700,000	8,830,000	7,170,000						
C社					10,130,000				
D社	6,450,000	8,600,000	6,800,000			12,600,000			
E社	6,500,000				9,980,000				
F社									
G社		8,700,000			9,900,000	12,000,000			
H社			7,160,000						
I社									
J社	6,680,000					12,900,000			
K社		8,730,000	7,180,000		9,950,000	12,100,000			
L社	6,680,000	8,820,000			10,500,000				
M社			7,090,000			12,250,000			
N社		8,750,000	7,120,000						
O社	6,650,000				10,000,000	12,800,000			
P社	6,550,000	8,850,000			9,900,000				
Q社	6,580,000		7,080,000			12,750,000			
R社	6,630,000	8,800,000	7,110,000		10,000,000	12,500,000			
S社		8,780,000	7,150,000		10,100,000				
T社									

：落札業者

公園樹木管理業務委託

	平成13年度		平成14年度		平成15年度	
	金公園ほか27公園	雄日ヶ丘公園ほか8公園	巨島公園ほか19公園	溝旗公園ほか17公園	青柳公園ほか24公園	美島公園ほか23公園
A社		6,260,000	8,950,000			6,400,000
B社	8,900,000			4,720,000	6,850,000	
C社		6,150,000	8,900,000			6,300,000
D社	8,650,000			4,700,000		
E社	8,800,000		8,930,000		6,700,000	6,350,000
F社		6,360,000	9,000,000			6,430,000
G社		6,250,000	8,950,000			6,380,000
H社		6,280,000	8,980,000			6,400,000
I社		6,620,000				6,480,000
J社	8,780,000			4,650,000	6,820,000	
K社	8,750,000			4,580,000		
L社		6,400,000			6,850,000	
M社	8,700,000		9,000,000		6,750,000	
N社		6,300,000		4,600,000	6,680,000	
O社		6,200,000	9,100,000			6,450,000
P社	8,830,000					
Q社	8,850,000			4,600,000	6,740,000	
R社	8,600,000			4,550,000	6,600,000	
S社					6,800,000	
T社			9,150,000			6,460,000

: 落札業者

所管	基盤整備部
款	土木費
項	河川水路費
目	河川水路新設改良費
委託契約名	迂回排水路改良工事の施工業務委託(竜田町迂回排水路)及び 迂回排水路改良工事に伴う電気工事の施工業務委託
委託料	139,647,000 円 30,197,000 円
契約形態	一社随意契約
監査の要点	監査の結果
1. 契約の方式及び相手方の選定方法は適正か。	監査意見あり
2. 委託理由に合理性があるか。	指摘事項なし
3. 委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているか。	指摘事項なし
4. 委託料の算定方法は適正か。	監査結果あり
5. 委託契約は適法であり、支払いは正確か。	監査結果あり
6. 委託料は業務の内容に対し適正な水準か。委託先では業務コストの削減努力が行われているか。	指摘事項なし
7. 当該委託契約は予定した行政目的達成に貢献しているか。	指摘事項なし
8. 委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているか。	指摘事項なし

(1) 委託の概要

これらの委託料は、岐阜市竜田町の迂回排水路改良工事を施工するにあたり、当該排水路が A 鉄道(株)の軌道敷内を通過するという特殊な工事となった為に、工事の施工業務を A 鉄道(株)に委託したことにより発生したものである。

一般の公共工事であれば、支出科目は「工事請負費」を使用し、通常であれば公共工事に要する経費について 4 割を超えない範囲で前金払いをすることができることとされて

いるが、この場合は内容自体は公共工事であるが工事の特殊性より岐阜市自体が行うことが困難との判断により A 鉄道㈱に業務委託し、支出科目として「委託料」を使用している。委託料の場合は地方自治法施行令によって前金払が認められているため契約金額の 9 割を前金払としたが、見積内容と実際の工期等の相違等により工事完了後に精算が行われ一部戻入となった。

(2) 監査結果 (前記、監査の要点 4、5 について)

委託料の算定方法の適正性及び委託料が適正水準であるか等については、工事の特殊性により他の工事のように入札によって価格を比較検討することが困難であり、工法自体も鉄道の軌道敷内の夜間工事という特殊な形態となったことで、他の工法との比較も行いにくい状況であったため、一社随意契約により A 鉄道㈱に業務委託を行い A 鉄道㈱が独自に下請の工事業者を選定し工事を行った。一般の公共工事であれば工事請負の相手方の他に工事の下請業者自体の内容についての検討や、いわゆる「まるなげ」による問題を検討するために下請価格の内容等にも調査が行われている。今回の工事委託については、実質的な内容が工事であり、他の工事との比較が行いにくい点を考慮しても、A 鉄道㈱から下請業者、金額など下請契約の関係書類の提出を求め、委託料の価格の妥当性を検討する余地があったのではないかと考えられる。

また、前金払との関係についても契約金額の 9 割を支払い、工事完了後に精算を行い一部戻入となっている。本来前金払とは金額の確定した債務について相手方の義務履行前又は給付すべき時期の到来前に普通地方公共団体が支出することをいい、前金払の金額は必ず確定していなければならない。しかも、その金額は契約又は法令によって確定されるものであるから後日、不履行その他の事由によって客観的に金額の異動を生ずる場合のほかは、その性質上精算を伴わないものとされている。今回の前金払の支払割合 (9 割) についても、その割合を十分に検討する余地があったのではないかと考える。

(3) 監査意見 (前記、監査の要点 1 について)

今回の委託についても本来は岐阜市が行うべき業務であるが、工事を施工する場所が鉄道の軌道敷内であり専門の電気工事を含むという特殊な内容となった為に A 鉄道㈱に業務委託をしたもので、この点からすれば、迂回排水路改良工事と に伴う電気工事を分割する必要があったかは検討する余地があると考えられる。

所管	基盤整備部
款	土木費
項	河川水路費
目	河川水路維持費
委託契約名	水路浚渫業務委託
委託料	66,881,556 円
契約形態	単価契約（随意契約）
監査の要点	監査の結果
1．契約の方式及び相手方の選定方法は適正か。	監査意見あり
2．委託理由に合理性があるか。	指摘事項なし
3．委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているか。	指摘事項なし
4．委託料の算定方法は適正か。	指摘事項なし
5．委託契約は適法であり、支払いは正確か。	指摘事項なし
6．委託料は業務の内容に対し適正な水準か。委託先では業務コストの削減努力が行われているか。	指摘事項なし
7．当該委託契約は予定した行政目的達成に貢献しているか。	指摘事項なし
8．委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているか。	指摘事項なし

（１）委託の概要

本業務は、岐阜市が管理する水路の浚渫業務を目的とするものである。機械浚渫土量単価は、開渠・暗渠・水路別及び搬入路の有無別の単価契約となっている。

岐阜市が、管理する水路の浚渫は主に市民からの要望に沿って単価契約済の複数の業者により行われている。業者は、川北で２社、川南で３社選ばれており、現場に近い業者があらかじめ契約された単価にて浚渫を行っている。また、市民の要望等とは別に、２年から３年に１回のローテーションで全ての水路の浚渫を行っている。

(2) 監査意見(前記、監査の要点1について)

契約方法は、随意契約で単価契約を締結し現場ごとに委託して本業務を行っており、すべての契約金額は50万円以下となっている。

岐阜市工事請負契約事務処理要綱によれば、第5条で処務規則第3条に定める契約室の分掌事務のうち、次に掲げる～は取扱わないことができると規定されている。

設計金額が50万円以下の修繕及び軽易な工事

法令等の規定により契約の相手方が特定し、かつ契約金額が予定されているもの
前2号に掲げるもののほか、契約主管部長が認めたもの

今回の委託契約のうち一部の契約につき同日・隣接地区の発注であるにも拘らず2本に分かれて契約されているものが2件見受けられた。1箇所は岐阜市長良雄総桜町1丁目地内の浚渫でA社が、もう1箇所は岐阜市折立地内の浚渫でB社がそれぞれ請負っていた。

このように分割して契約することは、上記の要綱の解釈が不徹底で、単価契約が行われている場合でも、50万円以下にする必要があるとして行われた可能性がある。

単価契約はすでに締結されており、上記要綱の適用はないことになる。そうであれば同一業者に隣接する浚渫業務をわけて発注する手続きに費やす経費も時間も要らなくなり、分割して契約した行為は合理性が乏しいと思われる。

所管	基盤整備部
款	土木費
項	道路橋梁費
目	道路橋梁維持費
委託契約名	岐阜市内幹線道路清掃業務等委託
委託料	24,651,900
契約形態	一社随意契約
監査の要点	監査の結果
1. 契約の方式及び相手方の選定方法は適正か。	指摘事項なし
2. 委託理由に合理性があるか。	指摘事項なし
3. 委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているか。	指摘事項なし
4. 委託料の算定方法は適正か。	指摘事項なし
5. 委託契約は適法であり、支払いは正確か。	監査意見あり
6. 委託料は業務の内容に対し適正な水準か。委託先では業務コストの削減努力が行われているか。	指摘事項なし
7. 当該委託契約は予定した行政目的達成に貢献しているか。	指摘事項なし
8. 委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているか。	指摘事項なし

(1) 委託の概要

市街地幹線道路、特に歩行者交通の多い岐阜駅前及びデパート前等の歩道及び歩車道区分帯の土砂、紙屑の撤去、放置自転車の整理整頓、ポスター立看板の整頓、街路樹枠内の除草清掃を行う業務の委託である。

業務委託期間は平成15年4月1日から平成16年3月31日までで、次の日を除くものとしている。土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）市長が特に認めた日。

業務時間は午前8時30分から午後5時までとしている。

人員は7人である。

(2) 監査意見(前記、監査の要点5について)

委託契約書 13 条により 4 月、7 月、10 月、1 月に 3 ヶ月前払条項がある。

地方自治法施行令第 163 条によれば下記の場合は前金払いができる旨の規定がある。

補助金、負担金、交付金及び委託費

前金で支出しなければ契約しがたい、請負・買入・または借入に要する経費

その他、経費の性質上、前金をもって支払いをしなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費で地方公共団体の規則で定めるもの

当該業務は委託業務であるため、前金払い自体は違法とは考えられないが、理由等が明確にされていなかった。前金払いは、委託先が契約不履行に陥る可能性も否定できず、できるだけ避けるべきであり、やむをえない場合は、事情・理由を明確にしたほうが望ましいと考える。

また、このような前金払いを避けるためには、毎月検収・毎月支払いに契約内容を変更することも考えられる。

所管	基盤整備部
款	土木費
項	道路橋梁費
目	道路橋梁維持費
委託契約名	側溝清掃業務委託
委託料	176,578,500 円
契約形態	指名競争入札
監査の要点	監査の結果
1. 契約の方式及び相手方の選定方法は適正か。	指摘事項なし
2. 委託理由に合理性があるか。	指摘事項なし
3. 委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているか。	指摘事項なし
4. 委託料の算定方法は適正か。	指摘事項なし
5. 委託契約は適法であり、支払いは正確か。	指摘事項なし
6. 委託料は業務の内容に対し適正な水準か。委託先では業務コストの削減努力が行われているか。	指摘事項なし
7. 当該委託契約は予定した行政目的達成に貢献しているか。	指摘事項なし
8. 委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているか。	監査意見あり

(1) 委託の概要

この業務は、岐阜市の側溝清掃業務委託で、地域内の側溝土砂等の堆積物等を清掃するものである。平成 15 年度の側溝清掃業務は市内の 40 箇所で行われた。各箇所について指名競争入札を実施し受託業者を決定している。

受託者の作業上の留意事項として排水施設の清掃により発生した土砂及び泥等は、車道や歩道上に飛散させてはならない。また、浚渫土砂を速やかに適正な処理において処分することとなっている。作業過程を明確にするため作業の前、中間、後の施工状況等の業務写真を撮影し、作業完了と同時に提出するものとなっている。

(2) 監査意見(前記、監査の要点8について)

残土見積量の正確性の確認

平成15年度の側溝清掃業務は市内で40か所で行われた。その内の1つについてサンプルとして以下、検討する。

排水構造物の清掃は人力で行われる。清掃対象範囲(排水溝総距離8,300メートル)を4ブロックに分け、各ブロックごとに3ポイント残土の計測を行う。その結果、残土3cmは7,050m、残土5cmは1,250mと計測された。各数量にはそれぞれ異なる単価を乗じて清掃工の原価を計算している。残土の量を3cm、5cmのいずれかに仮定しており、また、残土計測を排水溝総距離8,300メートルに対し合計12箇所しか行っていないため、残土計測の正確性の確認が必要である。

そこで対応策として、側溝清掃車の積載量を測定し残土実績量を集計し、積算で仮定計算された残土見積量の正確性を検査の段階で確認する必要があると思われる。

残土処分地の確認

1契約あたりの残土量が100 m^3 未満の場合、残土の最終処分地の確認義務は市にはない。しかし、残土の見積が正確ではなく、仮に残土量が100 m^3 を超過していても、見積では超過していないということで確認が行われていないような事態の発生の可能性はある。

また、側溝清掃業務委託は年間40件の契約が締結されており、残土の最終処分地は岐阜市近隣の数ヶ所に限定されることを考慮すると岐阜市の山間部に堆積する残土の総体量はかなりのものとなるものと予想される。

残土は産業廃棄物のように環境汚染の可能性が少ないとはいえ、悪臭等の原因となりかねない。また、残土が崩れ落ちる問題が生じている自治体もある。

以上より見積で1契約あたりの残土量が100 m^3 未満であるからといって、残土処分地の確認義務はないとは言い切れない。残土の最終処分地の確認を検査の段階でする必要があると考える。

岐阜市の対応

岐阜市は側溝清掃により、受託業者が残土をどれだけ搬出したか、又は残土の処分地をどこにしたかを、平成16年4月1日から搬出調書に記載させることとしている。従って、上記、の問題について平成16年4月1日からは対策が講じられている。

所管	基盤整備部
款	土木費
項	道路橋梁費
目	道路橋梁維持費
委託契約名	道路清掃業務委託
委託料	11,760,000 円
契約形態	指名競争入札
監査の要点	監査の結果
1. 契約の方式及び相手方の選定方法は適正か。	監査意見あり
2. 委託理由に合理性があるか。	指摘事項なし
3. 委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているか。	指摘事項なし
4. 委託料の算定方法は適正か。	指摘事項なし
5. 委託契約は適法であり、支払いは正確か。	指摘事項なし
6. 委託料は業務の内容に対し適正な水準か。委託先では業務コストの削減努力が行われているか。	指摘事項なし
7. 当該委託契約は予定した行政目的達成に貢献しているか。	指摘事項なし
8. 委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているか。	指摘事項なし

(1) 委託の概要

岐阜市が管理する岐阜市市内一円の道路清掃業務委託である。本業務委託は街渠上に堆積した塵埃を、定期的に路面清掃車等で清掃し道路美化に努めるものである。

道路清掃業務延長は2,202 km (年間4回施行 178km、年間10回施行 2,024km) からなる。残土処理は220 m³と見積もられている。

(2) 監査意見(前記、監査の要点1について)

(単位:円 税抜き)

業者名	道路清掃業務委託		
	平成13年度	平成14年度	平成15年度
A社	10,500,000	10,750,000	9,650,000
B社	10,600,000	10,800,000	9,800,000
C社	10,650,000	10,800,000	9,700,000
D社	10,800,000	10,800,000	9,900,000
E社	10,650,000	10,850,000	9,800,000
F社	10,800,000	10,850,000	9,850,000
G社	10,700,000	10,900,000	9,900,000
H社	10,750,000	10,950,000	9,700,000
I社	10,650,000	11,000,000	
J社			9,750,000

 : 落札業者

平成15年度は4、5月分は随意契約、6月から3月までの分は指名競争入札を実施し、委託業者を選定した。平成14年度以前は4月から3月までの1年間分を指名競争入札し委託業者を選定している。平成15年度4、5月分の委託料は1,627,500円(税込み)、6月から3月までの分の委託料は10,132,500円(税込み)であり、計11,760,000円(税込み)である。

平成15年度から契約室は指名競争入札の競争性を高めるため、4、5月分は随意契約、6月から3月までの分は指名競争入札を実施するという新たな入札方式を導入している。6月から3月までの分の指名競争入札は4月初旬に実施し、新たに落札できた業者に6月以降の業務に備えて人の採用、備品、什器等の購入、業務の引継ぎ等の準備をする余裕を与えることにより、入札に参加しやすくし競争性を高めることが新方式の目的・ねらいである。この方式により競争原理が働き現に落札価格が大幅に低下した事例もある。

本業務については、上記の表のとおりA社が毎年落札している。また指名業者数も従来と同じ9社である。平成15年度はI社が指名停止となったことにより、J社が指名業者として追加されたが、指名業者の入れ替えは事実上行われていないといえる。

指名競争入札の手続上には問題はなく、形式上の合規性は満たしているものの制度の本来の趣旨が十分に機能するよう検討、改善されたい。

所管	女子短期大学事務局
款	教育費
項	大学費
目	女子短期大学管理費
委託契約名	岐阜市立女子短期大学環境衛生管理業務委託
委託料	12,348,000 円
契約形態	4～5 月随意契約、6～3 月指名競争入札
監査の要点	監査の結果
1．契約の方式及び相手方の選定方法は適正か。	監査意見あり
2．委託理由に合理性があるか。	指摘事項なし
3．委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているか。	指摘事項なし
4．委託料の算定方法は適正か。	指摘事項なし
5．委託契約は適法であり、支払いは正確か。	指摘事項なし
6．委託料は業務の内容に対し適正な水準か。委託先では業務コストの削減努力が行われているか。	指摘事項なし
7．当該委託契約は予定した行政目的達成に貢献しているか。	指摘事項なし
8．委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているか。	指摘事項なし

(1) 委託の概要

本業務は岐阜市立女子短期大学の清掃等の環境衛生管理の業務である。日常清掃として受託者の職員を 2 人、岐阜女子短期大学に派遣し、トイレ掃除、ゴミ清掃等を行う。定期清掃として年 2 回ワックス塗布等の清掃を行う。特別清掃として入学式、大学祭、卒業式の前に使用予定施設を清掃する。さらに、空気環境測定、飲料水受水槽清掃、飲料水水質検査等のビル環境衛生管理を行う。

岐阜市立女子短期大学はこの「環境衛生管理業務委託」以外に「常駐警備業務委託」を行っている。「常駐警備業務委託」は午後 5 時 15 分から翌日午前 8 時 45 分までの宿直警備（全日）と午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分までの日直警備（土曜日、日曜日、祝祭日及び国民の祝日に関する法律による休日）からなる。

(2) 監査意見(前記、監査の要点1について)

「環境衛生管理業務委託」は4、5月が随意契約で社Aが受託し、6月～3月までの期間についても指名競争入札でA社が落札した。「常駐警備業務委託」は4、5月が随意契約でB社が受託し、6月～3月までの期間についても指名競争入札でB社が落札した。平成15年度から随意契約期間を設けた理由は、業務実施には一定の準備期間(人員の確保、研修等)が必要であり、4月初旬に入札を実施し落札業者に業務遂行の準備期間を与えるためである。

両委託業務の入札における過去の落札状況は下記のとおりである。

委託業務の落札状況

		H15年度	H14年度	H13年度	H12年度	H11年度
管理業務委託	入札方法	4、5月随意契約、6月～3月指名競争入札	4月～3月指名競争入札	4月～3月指名競争入札	4月～3月指名競争入札	4月～3月指名競争入札
	落札業者	A社	A社	A社	A社	A社
警備業務委託	入札方法	4、5月随意契約、6月～3月指名競争入札	4月～3月指名競争入札	4月～3月指名競争入札	4月～3月指名競争入札	4月～3月指名競争入札
	落札業者	B社	B社	B社	C社	C社

平成12年度に校舎が長良から一日市場北町へ移転。

上記のとおり管理業務委託においては同じ業者が毎年落札している状況にある(指名業者数は9社ほど)。警備業務委託においては平成13年度から同じ業者が毎年落札している状況にある(指名業者数は9社ほど)。

指名競争入札の手続上には問題はなく、形式上の合規性は満たしているものの制度の本来の趣旨が十分に達成するよう検討、改善されたい。

所管	教育委員会事務局
款	教育費
項	社会教育費
目	公民館費
委託契約名	金華公民館ほか 43 箇所冷暖房機保守 業務委託
委託料	10,206,000 円
契約形態	指名競争入札
監査の要点	監査の結果
1. 契約の方式及び相手方の選定方法は適正か。	監査意見あり
2. 委託理由に合理性があるか。	指摘事項なし
3. 委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているか。	指摘事項なし
4. 委託料の算定方法は適正か。	指摘事項なし
5. 委託契約は適法であり、支払いは正確か。	指摘事項なし
6. 委託料は業務の内容に対し適正な水準か。委託先では業務コストの削減努力が行われているか。	指摘事項なし
7. 当該委託契約は予定した行政目的達成に貢献しているか。	指摘事項なし
8. 委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているか。	指摘事項なし

(1) 委託の概要

金華公民館他 43 箇所の施設における冷暖房機器に対し、専門技術者を年 4 回派遣して、市の立会いのもとで、冷暖房機器が常に正常かつ安全に作動するように細部にわたり保守及び安全点検業務を行うことである。

冷房・暖房切替時の点検を各 1 回、冷房・暖房運転時の点検を各 1 回の、合計年 4 回とする。なお、フィルター清掃は年 2 回とする

吸収式冷温水発生器の冷暖房切替調整

クーリングタワーの点検調整

ファンコイルユニット・パッケージ型エアファン等各空調機の点検調整

ポンプ類の点検調整

オイルタンク・オイル配管点検及び油面計動作確認

遠方操作盤及び遠方操作スイッチ点検

その他空調に係る付帯する加圧送水装置等の機器点検整備

(2) 監査意見(前記、監査の要点1について)

入札価格調書により平成12年より参加社名を見ていくと9社のうち1社のみが入れ替わっているだけである。また落札者は、この4年間同一の1社である。指名業者の選定過程、入れ替えのルール化等の検討の余地があると思われる。

公民館の冷暖房機保守点検業務委託			
業者名	平成13年度	平成14年度	平成15年度
A社	10,200,000	10,300,000	9,800,000
B社	10,370,000	10,400,000	10,400,000
C社	10,470,000	10,800,000	10,800,000
D社	10,450,000		
E社	10,430,000	10,440,000	10,400,000
F社	10,300,000	10,500,000	10,800,000
G社	10,350,000	11,000,000	10,600,000
H社	10,400,000	10,400,000	10,350,000
I社	10,480,000	10,350,000	10,000,000
J社		11,000,000	10,100,000

 : 落札業者

3. まとめ

(1) 岐阜市一般競争入札等実施要綱の見直し(監査意見)

岐阜市一般競争入札等実施要綱によれば、3億円以上の契約は一般競争入札にすることができるとのことであるが、委託では3億円を超えるものはないため、実質的には委託では一般競争入札は行なわれていないといえる。

一般競争入札は必ずしも適切でない業者が入札に参加する可能性がある。確かにこの危険性は否定できないが、公平な入札の実施及び経済的に効率的な委託契約締結の達成という観点からは、現在の一般競争入札の要件(3億円以上)の金額を引き下げる等により、多額の委託については一般競争入札の導入も検討する必要があると考えられる。

(2) 指名競争入札における指名業者の決定方法の透明化(監査意見)

岐阜市の場合、指名競争入札における指名業者の選定は、行政管理部契約室により行なわれている。ただし、「岐阜市建設工事請負業者選定委員会要綱」上、4,500万円以上の業務委託については、助役を委員長、委員を各部長とする岐阜市建設工事請負業者選定委員会により審議する旨の規定がある。

当該委員会にかからない場合は、指名業者の選定は、契約室により下記を勘案した上で決定されている。

- a. 当該委託業務が、委託先の希望業種であるか否か
- b. 業務経歴書(過去の実績)
- c. 技術者経歴書等
- d. 委託業者間の機会均等
- e. 委託業者に対する電話等による最新情報の入手

しかし、上記の判断過程は文書として記録されていないため、今回の監査時においては口頭で確認したのみである。

指名業者の選定は、入札金額・落札金額に大きく影響し、また恣意性の介入がないことを明らかにするためにも、できる限り透明化しておく必要があると考える。

(3) 設計価格の算定について

設計価格のチェック体制の強化

委託業務の発注にあたり競争入札、随意契約にかかわらず所管部署は委託業務の内容や設計価格を記載した設計書・仕様書を作成し伺いを契約室に行い決裁を受けることになる。

今回の外部監査では設計価格については結果および意見として次のような事項が指摘された。

監査結果

- ・ 不十分な理由による一社随意契約で他の業者からの見積りの検討を行わずに委託料を決定することは不合理である。
- ・ 再委託料の価格の妥当性の検討がされていない。
- ・ 随意契約であるにもかかわらず見積書ではなく、県条例単価によっている。
- ・ 公社が条例により駐車場の管理運営を行うという大前提にもとづいて実際の管理運営に必要な経費を支払うという契約となっている。

監査意見

- ・ 設計価格の算定において1社からのみ見積書を入手しているが他の業者からの見積の検討を要する。
- ・ 単価及び直接経費等について実績と設計価格が乖離している。
- ・ 設計単価の設定において所管部署の垣根を越えた情報交換を行い単価の比較を実施する必要がある。
- ・ 見積書のみで設計価格を算定しているが、積算基準があるためそれも考慮する必要がある。
- ・ 単価に割増率を乗じることが妥当か否かが明らかではない。
- ・ S E 設計単価について他の市町村の算出方法等の調査・検討が必要である。

設計価格はそれぞれの業務それなりに根拠をもって算定はされているが、積算資料、業者からの見積書等により前年と同様な方法を踏襲しているケースが大半である。その結果、上記のように理由が不明瞭なケースが多く出てきている。

担当者からすると本当に正しいものが何か自信を持って算定されていればいいがそうでないケースは無難に従来の方法を踏襲するのが安全と判断するのも理解のできないことではない。

また、契約室はすべての所管部署の伺いを処理するわけで、その決裁に際して専門的に実質的な内容を事細かく吟味することは事務的に不可能なのは致し方のないところであろう。

このように見えてみると設計価格のチェックの体制が極めて希薄すなわち所管部

署任せになっていることが問題があることを感じつつも従来の方法を踏襲しているひとつの原因と考えられる。

業務委託は公金を使用して行うわけであるので納得できるまで業務内容の調査を行い、必要な資料を収集した結果の設計価格を提示するのが本来の姿であろう。

所管部署が積極的に変革改善する意欲を高めるには所管部署が作成した設計価格を十分に検証できる体制の強化、すなわちチェック機能を強化することが所管部署に刺激を与え活性化すると思われる。どのように設計価格を算定したか、業務内容、単価について十分に質問等を行いチェックをすることが設計価格を作成する所管部署に刺激を与えるであろう。

チェック体制の強化は市役所内部の組織強化だけでなく、第三者的な機関たとえば業界精通者、学識経験者等市職員以外も構成員となる委員会等の設置が有効と考える。

次年度に生かせる検査の実施

業務が終了した場合履行確認が行われ検査調書が作成される。この行為は本来業務が委託契約どおりに行われたかを確認することである。

しかし、検査では設計段階の数量、人工、単価等と実際のそれぞれとの比較検討することは重要事項であり、この資料を検査調書に含めることが必要と考える。この資料は次年度以降の同様な業務について設計価格を作成するための重要な資料になる。

設計価格作成方針の明確化

設計価格は所管部署が自身の判断で自身の積算資料、見積書等で作成していることは先にも述べたとおりであるが、所管部署まかせでは設計価格の不明瞭の原因にもなり、市としての設計価格作成方針の明確化が必要と考える。例えば、どのような資料でどのように算定するかを明確にする必要がある。

設計価格算定用データの共有化

監査意見にもあるように同様な業務で同じ委託先なのに違う単価が採用されているケースもあった。それは、市全体として共有化できる設計価格のデータがなく、所管部署任せの結果と考えられる。

設計価格の方針が明確にされ、作成基礎資料についても市全体で共有できるオーソライズされているものがあつたほうが、合理的であり、公平性も維持されると考える。